

射水市 緑の基本計画



令和6年度

令和25年度

2024 >>> 2043

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 計画の位置付け 2
3. 計画期間 2
4. 計画の対象区域 2
5. 対象とする緑 3
6. 緑の効果 4
7. 社会情勢の変化 6

第2章

緑の現況と課題

1. 人口の推移 8
2. 交流人口の推移 9
3. 緑の土地利用 10
4. 緑の特性 11
5. 公園緑地の設置経過と維持管理の状況 18
6. 街路樹の整備状況 22
7. 都市公園の利用状況 23
8. 緑の活動状況 25
9. 市民意識調査 29
10. 緑の解析・評価 35
11. 現状と課題の整理 46

第3章

計画の目指す姿

1. 基本理念 49
2. 緑の将来図 50
3. 基本方針 51

第4章

施策の方針

1. 施策体系・・・・・・・・・・・・・52
2. 緑を守る施策・・・・・・・・・・・・・54
3. 緑を生かす施策・・・・・・・・・・・・・63
4. 緑を育てる施策・・・・・・・・・・・・・69

第5章

地域別の緑の方針

1. 北部臨海地域・・・・・・・・・・・・・76
2. 北部内陸地域・・・・・・・・・・・・・82
3. 南部内陸地域・・・・・・・・・・・・・88
4. 南部丘陵側地域・・・・・・・・・・・・・94

第6章

推進体制と目標設定

1. 施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・100
2. 目標指標の設定・・・・・・・・・・・・・101
3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・101

第 7 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的



近年、人口減少や少子高齢化、社会インフラの老朽化、財政制約、市民の環境問題等への関心の高まり、価値観の多様化など、従来には見られなかった情勢の変化に対応した都市政策、公園緑地政策が求められています。

さらに、地球温暖化により気候変動が進み、局地化・激甚化する集中豪雨や台風等による都市型水害が各地で発生しているほか、新型コロナウイルス感染症が報告されて以降、ウィズコロナ及びアフターコロナの新たな生活様式の中で、公園や緑地のあり方も変化しました。

また、カーボンニュートラルへの取組やSDGsの達成へ貢献する持続可能なまちづくりの推進にも緑は重要な役割が期待されます。

一方、本市の公園緑地は、施設の老朽化や樹木の生長により維持管理費の増大や人口減少、少子高齢化に伴う緑の担い手不足が予測され、ニーズ等の変化に応じて公園も変わることが必要です。また、公園緑地を地域のニーズや特性に応じ、配置や機能の再編、統廃合を行うことにより、緑地の保全や公園の利用促進、都市機能の強化等につながるものと考えられます。

本計画は、都市緑地法に基づき、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定める「緑に関するマスタープラン」であり、これら社会情勢の変化を踏まえつつ、上位関連計画と整合した一体的なまちづくりを進めるために、市民や地域等と連携しながら、緑の多面的な機能を生かした総合的な施策や取組を推進するために策定するものです。

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
の方針

第6章

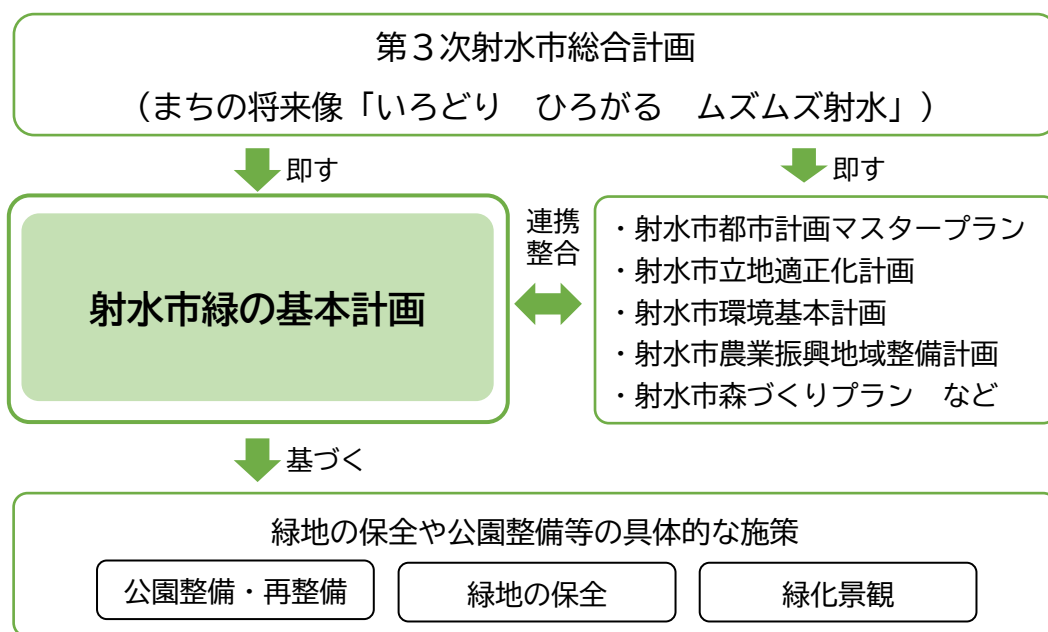
推進体制と
目標設定

2. 計画の位置づけ



本計画は、上位計画である「第3次射水市総合計画」や各種関連計画等との整合を図り、本市における緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画として位置づけます。

【計画体系図】



3. 計画期間

本計画の期間は、長期的な見通しを持って定めることから、令和5(2023)年度を基準年とし、概ね20年後の令和25(2043)年度を目標年次とします。

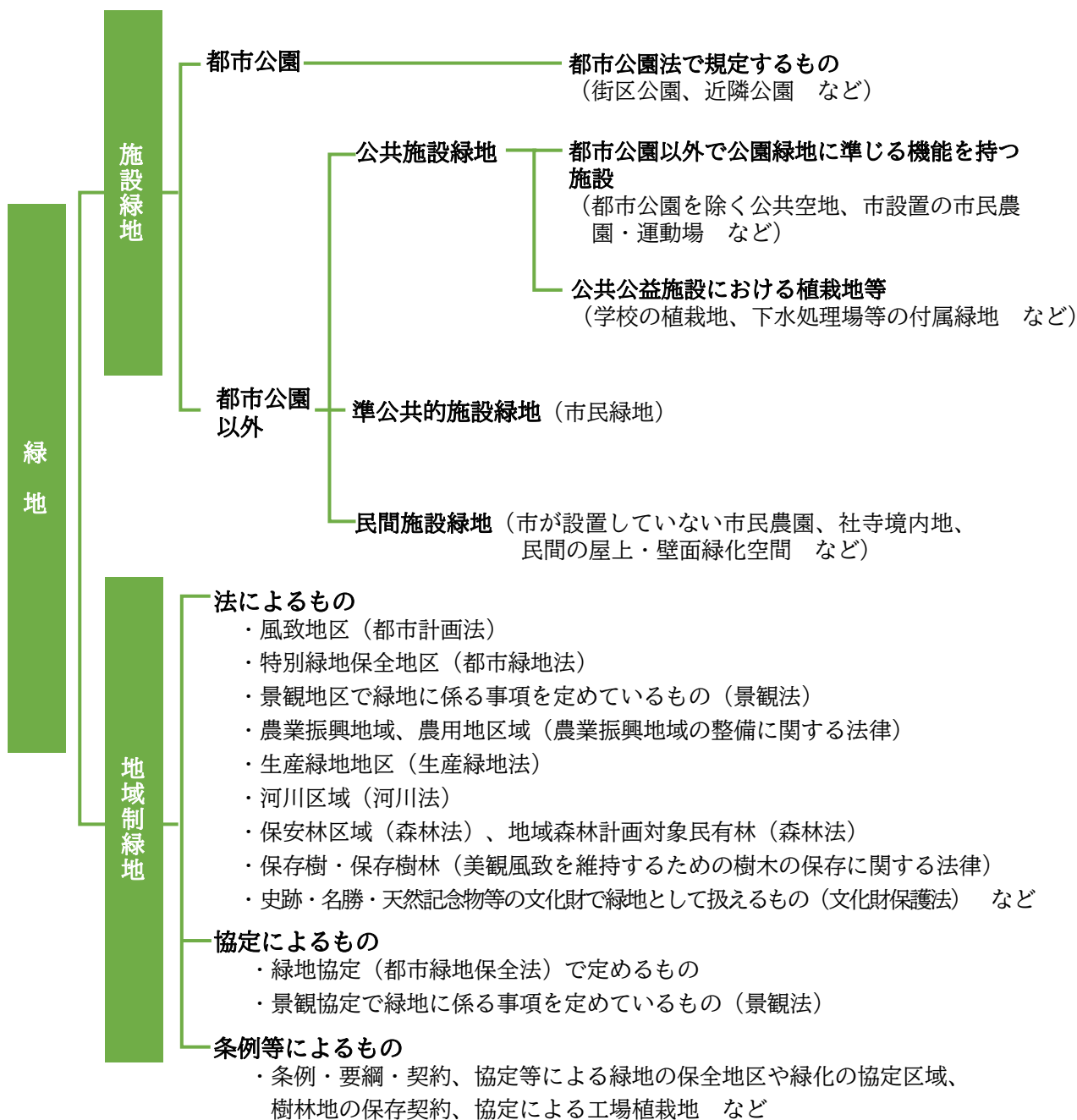
4. 計画の対象区域

対象区域は、行政区域全域を対象とします。

5. 対象とする緑



本計画において対象とする緑は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地、民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」と法による地域指定や協定・条例等によって保全が定められている「地域制緑地」とします。



※出典：国土交通省 都市局 都市計画課/公園緑地・景観課 監修「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の緑の方針

第6章

推進体制と目標設定

6. 緑の効果



1) 住民の安全安心な暮らしを支える防災効果

丘陵地や保安林等の緑は、水源かん養による洪水の緩和や土砂の流出防止、水害を防ぐ雨水の保水機能など、気候や水循環をコントロールする機能も有しています。また、公園や緑地を始めとするオープンスペースは、火災時の延焼防止や災害時の避難場所、防災拠点に活用されており、住民の安全・安心な暮らしを支えています。



2) まちの生活環境を保全する効果

山地や公園等の緑は、酸素の供給や大気の浄化作用、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制するほか、動植物の生息環境となり生物多様性を確保する機能を有しています。また、都市部におけるヒートアイランド現象の緩和や防音・防風効果もあり、地球環境や都市環境等のまちの生活環境の保全に役立っています。



3) 心身のリフレッシュや健康増進等に寄与するレクリエーション効果

公園や緑地は、子どもから高齢者までの幅広い世代の憩いやスポーツ、健康増進等に寄与するレクリエーション活動の拠点となっています。また、緑が魅せる四季折々の豊かな表情は、精神的なやすらぎを与え、ストレスや疲れを癒す効果があり、住民の暮らしを健康的で豊かにする機能を有しています。



4) まちに潤いを与え、地域固有の景観を形成する効果

丘陵地や河川、街路樹等の緑は、まちに潤いや彩りを与え、美しい都市景観を形成する重要な要素となっています。これらの緑と地域に息づく歴史的な緑やシンボリックな緑が相まって、地域固有の景観を形成する機能を有しています。



5) 地域コミュニティを醸成し、地域の絆を深める効果

公園における地域行事等の活動は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の方々とまちをつなぎ、良好な地域コミュニティの醸成に寄与します。活動を通じて、地域内外や世代間の交流が促進され、地域の絆を深める機能を有しています。



また、市民やNPO及び事業者等の公園管理者以外が主体となり、公園の維持管理や緑化活動に参加することが期待されます。

6) 賑わいを創出し、地域経済を活性化する効果

四季の彩りが感じられる緑や利便性が高く拠点性のあるオープンスペースは、地域内外からの来訪者をもてなし、まちの魅力の向上につながります。また、これらオープンスペースにおける様々なイベント等の開催は、さらなる賑わいを創出し、地域経済の活性化にも寄与します。



7. 社会情勢の変化



1) DX/GX※の推進による住民のQOL等の向上

令和2(2020)年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらし、外出機会が制限される中、「QOL (Quality of life・生活の質) の向上」や「Well-being (心ゆたかな暮らし)」の意識が高まり、これを実現する有効な手法として、デジタル技術や環境保全に寄与しつつ人々に精神的な安らぎを与える緑の効果の重要性が再認識されています。これらデジタル技術や緑の効果を活用し、ハード・ソフトの両面から都市空間における人々の生活やまちづくり活動の利便性向上や持続可能な社会の実現を図る取組が求められています。

2) 安全安心なまちづくり意識の高まり

近年、「令和2(2020)年7月豪雨」や県内初の「令和5(2023)年7月線状降水帯」など、地球温暖化に伴う異常気象が発生し、自然災害の頻発化や災害の激甚化が顕著となっています。このことから、自然災害のリスクに対する減災やレジリエンス(回復力)を高めることなど、安心安全に対する意識が高まっています。

また、高度経済成長期以降に整備された社会基盤の老朽化が進んでいます。今後、施設の安全性を確保するため、更新や修繕等の維持管理費の増加が見込まれており、ライフサイクルコストを見据えたコストの平準化が求められています。これらのことから、地球温暖化対策として脱炭素のまちづくりやカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進していく必要があります。

用語解説 GX

Green Transformationの略称。温室効果ガスの排出抑制を目指す取組を、経済成長の機会と考え、産業競争力の向上や社会全体の変革につなげようとする活動のこと

3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化と価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅勤務やテレワークの急速な進展、自宅での活動時間、オープンスペース利用者の増加など、人々のライフスタイルやワークスタイルは大きく変化し、「働き方」や「暮らし方」に対する価値観が多様化しています。このことを踏まえ、新しい生活様式（ニューノーマル）を取り入れたまちづくりが模索されており、公園を始めとするオープンスペースにおいても、様々な利用ニーズに対し、柔軟に応えられる魅力ある空間づくりが期待されています。

4) 緑の質の向上に向けたオープンスペース政策の展開

平成28(2016)年5月に国土交通省は「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表し、これからは緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべきとの方針を示しています。

また、緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化、公園の配置の見直し等について言及しています。

第2章 緑の現況と課題

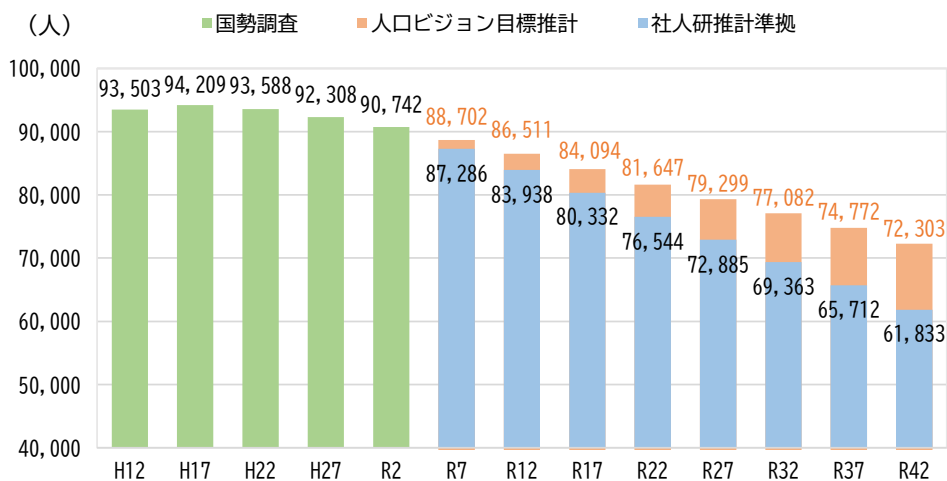
1. 人口の推移



令和2(2020)年の本市の総人口は約91千人であり、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、今後、本市の人口は減少が進むと推計されています。

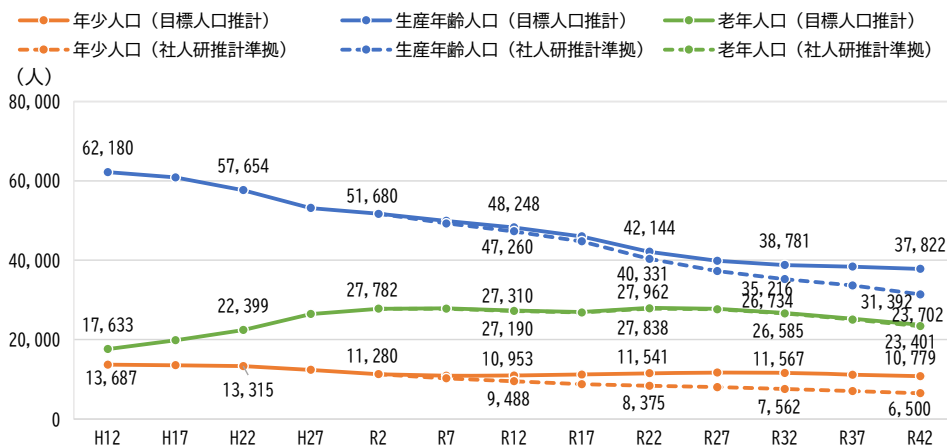
令和2(2020)年の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)が約11千人(12%)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が約52千人(57%)、老年人口(65歳以上)が約28千人(31%)となっており、今後、さらに少子高齢化が進行すると推計されています。

【総人口の推移】



※社人研推計準拠のR7以降は、H27を基準に推計
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

【年齢3区分別人口の推移】



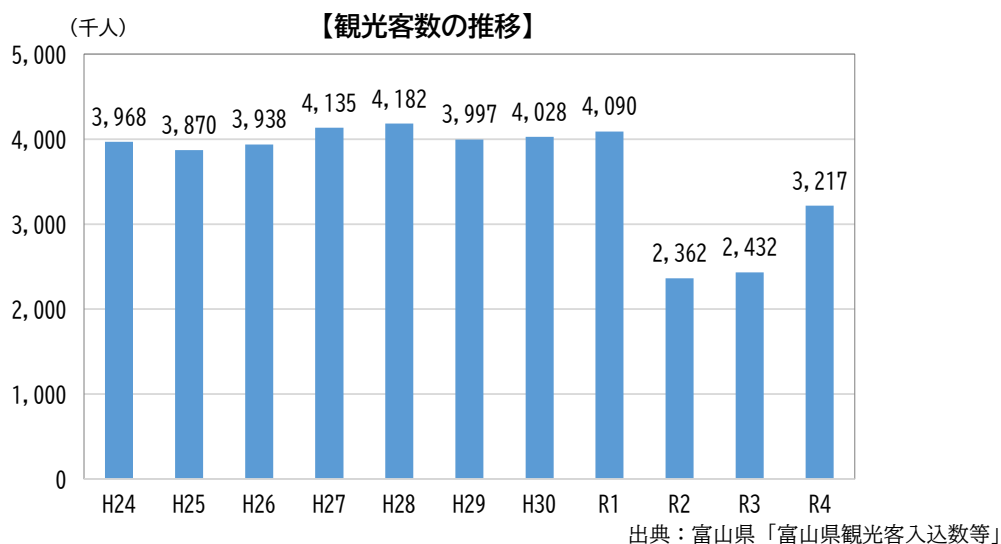
※社人研推計準拠のR7以降は、H27を基準に推計
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2. 交流人口の推移



本市の観光客数は、平成27(2015)年の北陸新幹線開業後にピークを迎え、その後4,000千人前後で推移していましたが、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルスの影響により約4割減少し、2,400千人程度となっており、令和4(2022)年からは回復傾向が見られます。主要な観光施設としては、「海王丸パーク」や「県民公園太閤山ランド」が挙げられ、公園緑地が本市の観光名所となっています。

今後、北陸新幹線敦賀延伸や大阪・関西万博、新型コロナウイルス感染拡大の落ち着き等により、首都圏や関西圏、海外等からの交流人口の増加が期待されます。



【主要観光施設等入込数】

観光施設	平成28年入込数(人)	令和4年入込数(人)
海王丸パーク	1,016,100	815,500
県民公園太閤山ランド	808,347	712,079
道の駅カモンパーク新湊	752,013	619,171
新湊きつときと市場	621,200	264,560
櫛田神社	148,700	23,900
県民公園新港の森	122,650	138,400
川の駅新湊	65,384	36,359
太閤山カントリークラブ	57,459	55,645
小杉カントリークラブ	47,769	54,441
下村パークゴルフ場	46,631	35,569
パークゴルフ南郷	38,277	30,215
大島絵本館	36,818	27,385
海老江海浜公園海水浴場	28,419	2,963
放生津八幡宮	24,032	5,417
陶房匠の里	14,549	10,799
新湊博物館	9,113	6,528
蓮王寺	5,380	4,190
クロスバイ新湊	—※	167,865

※建築前のため調査実施できず
出典：庁内資料 令和5年3月31日時点

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の方針

第6章

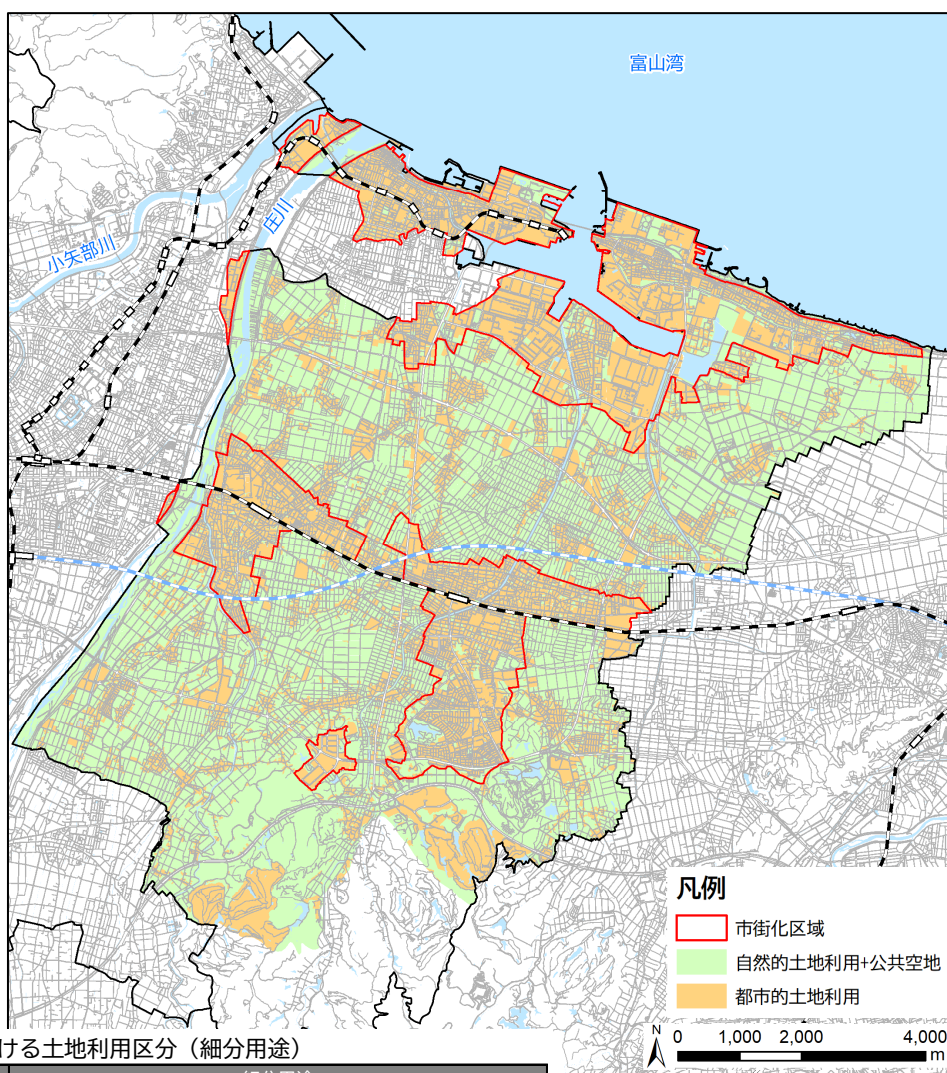
推進体制と目標設定

3. 緑の土地利用



平成30(2018)年における土地利用状況は、都市計画区域内の半分を農地や丘陵地、河川等の緑の土地利用が占め、市街化区域を中心に住宅用地や工業用地、公共公益施設等の都市的な土地利用がなされています。

【都市計画区域内の土地利用】



都市計画基礎調査における土地利用区分（細分用途）

用途区分		細分用途
自然的 土地利用	田	水田
	畑	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	樹林地
	水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	原野・牧野、荒地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 土地利用	公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園
	住宅用地	住宅、共同住宅、店舗等併用住宅 等
	商業用地	業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
	工業用地	工場
	農林漁業施設用地	農林漁業用施設
	公益施設用地	官公庁施設、文教厚生施設、供給処理施設
	道路用地	道路、駅前広場
	交通施設用地	運輸倉庫施設
	その他公的施設用地	防衛施設用地
その他の空地	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	

出典：射水市都市計画基礎調査（平成30年）

緑の土地利用

	面積 (ha)	割合
緑の土地利用	5,520	55%
都市的土地利用	4,438	45%
都市計画区域 計	9,958	100%

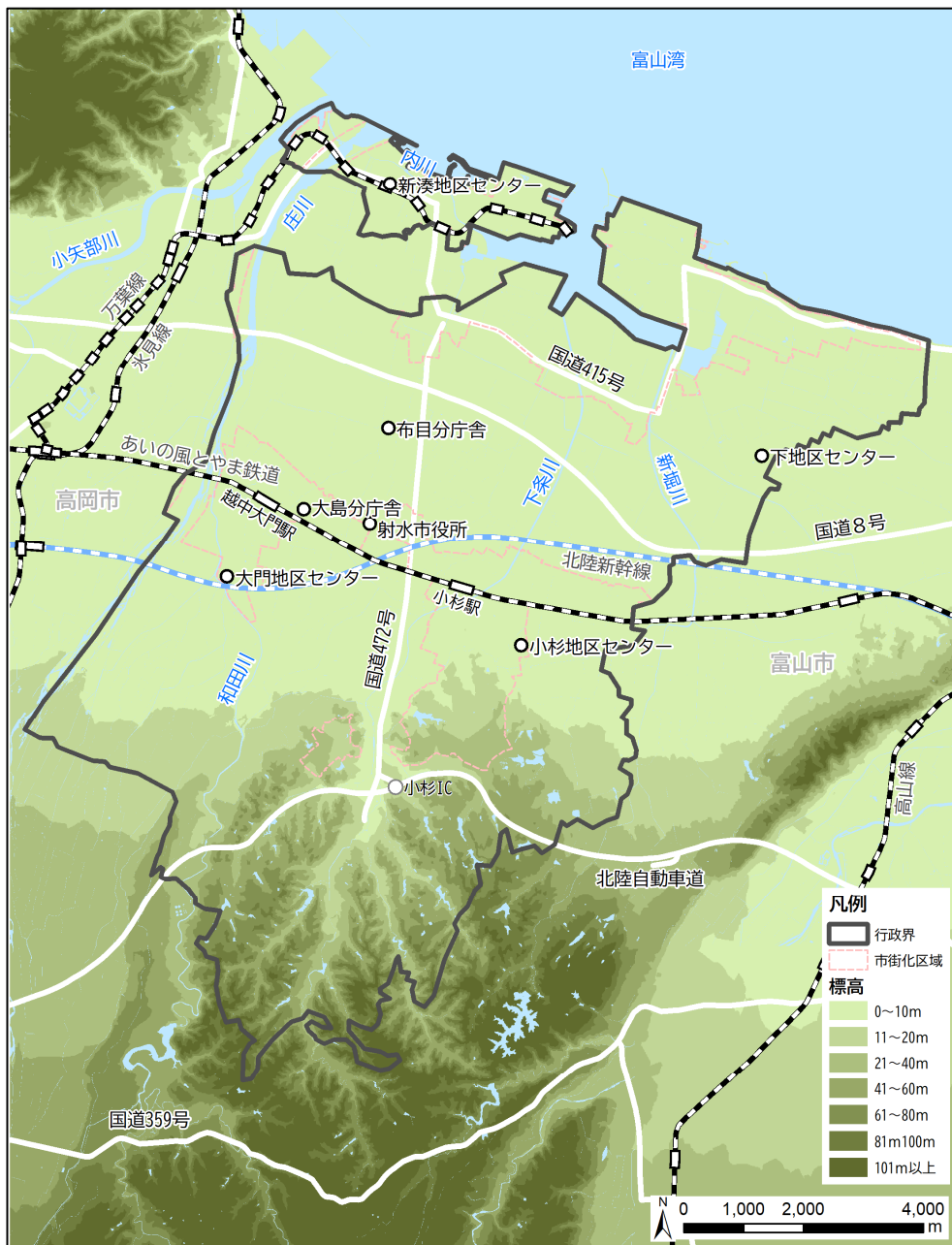
※1 耕作放棄地等自然的状況のものを指す
 ※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のものを指す

4. 緑の特性



本市の緑は、丘陵や森林、平野部の農地、河川等の地形が生み出した「自然環境に関する緑」を基盤とし、現在まで先人から受け継いできた農業地や歴史的文化を反映した「社会的な緑」や公園・街路樹等の「都市の緑」が暮らしの中で重なり合っています。

【射水市の地形図】



第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
緑の方針

第6章

推進体制と
目標設定

4. 緑の特性



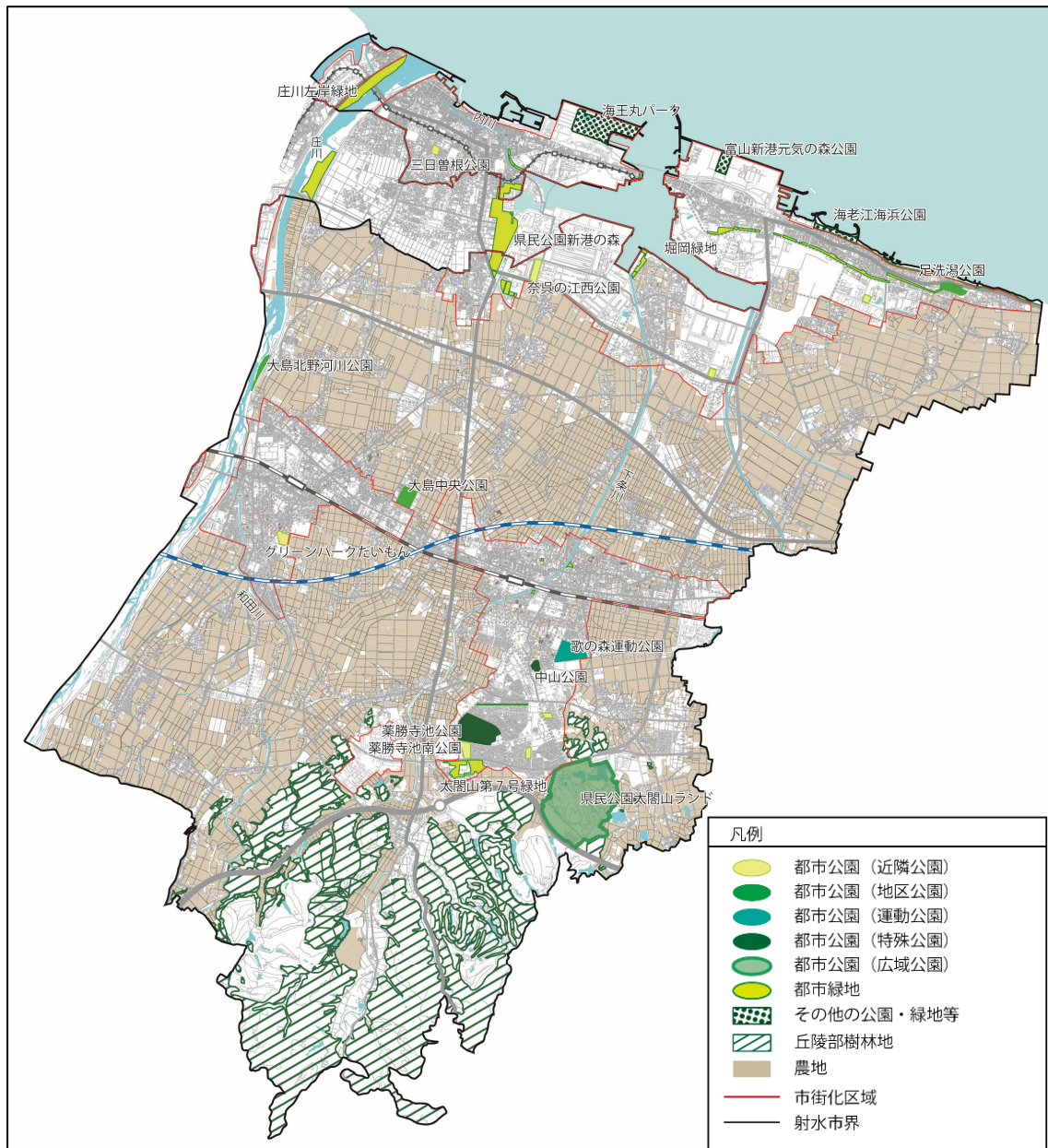
1) 自然環境に関する緑

南部丘陵には、豊かな樹林地を有し、北部海岸部や庄川、下条川等の主要河川には豊かな水辺環境が広がっており、緑の基盤・骨格を形成しています。

基盤・骨格となる緑は、主に動植物の生息場所となるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション機能等を有しており、連続性のある一体的な保全や有効活用が図られています。

近年は、洪水や土砂災害等の大規模災害が懸念され、この対応が課題となっています。

【自然環境現況図】



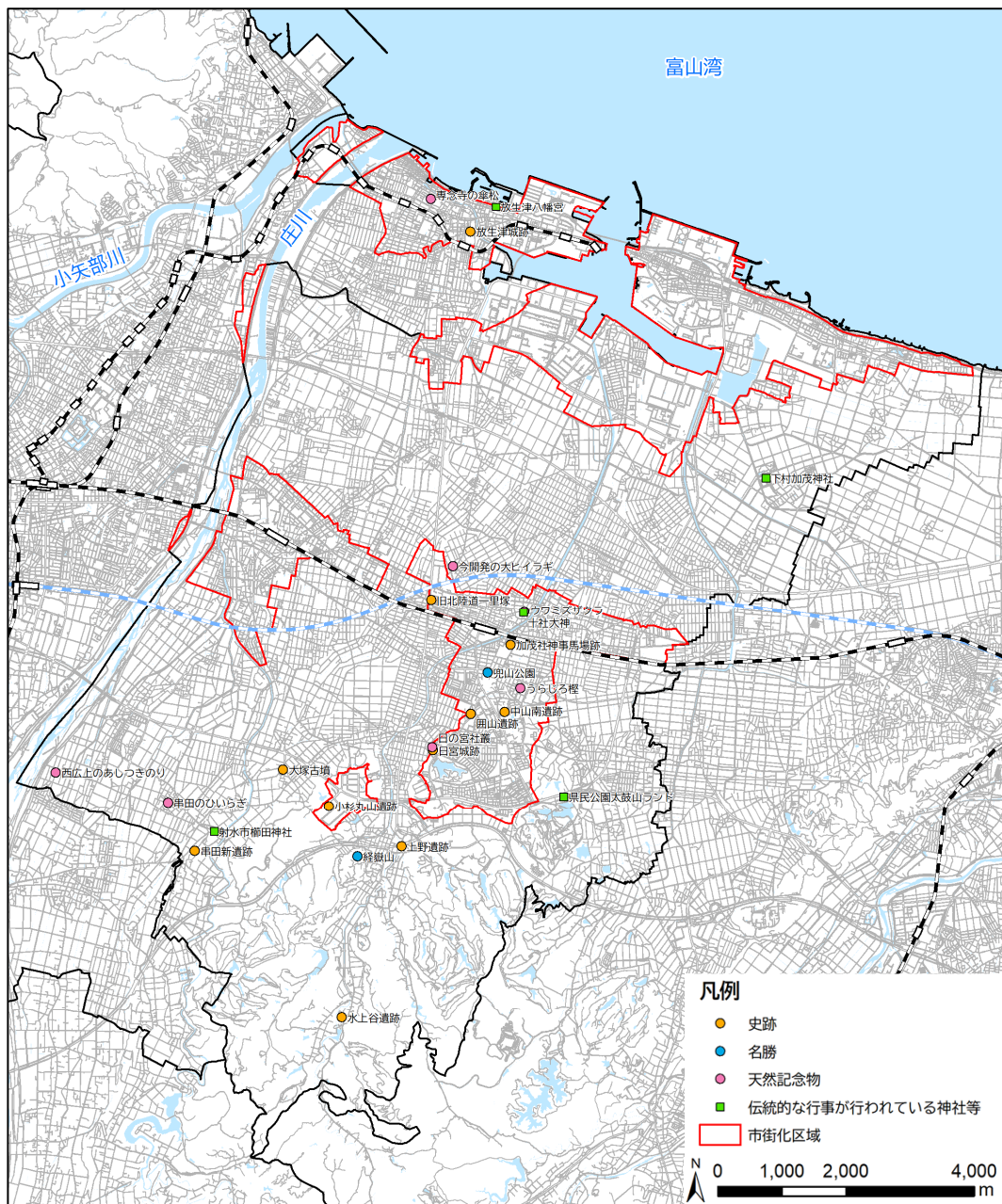
2) 社会的な緑

コミュニティや歴史・文化等から創造される社会的な緑には、小杉丸山遺跡や串田新遺跡の国指定史跡等の歴史文化資源が多く挙げられます。

これらの緑は、古くから地域の暮らしに息づき、本市の歴史を伝えるシンボルとして、文化財の指定等により、その価値や魅力を保全してきました。

近年ではこれらの歴史文化資源の魅力の維持向上が求められています。

【地域の歴史文化資源位置図】



出典：射水市HP「指定文化財一覧（天然記念物）」

4. 緑の特性



3) 都市の緑

(1) 施設緑地の整備

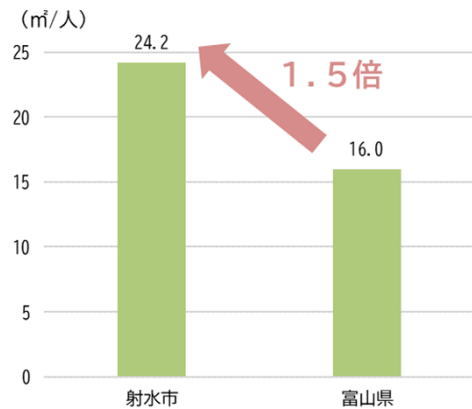
本市の都市公園は、令和4(2022)年度末で都市公園が151箇所、221haが整備されており、公共施設緑地を含めると358箇所、317haとなっています。

一人当たりの都市公園面積は24.2㎡であり、県全体の16.0㎡と比較して1.5倍大きく、整備水準は高い状況となっています。

本市の人口は、平成17(2005)年をピークに減少傾向に転じており、「第3次射水市総合計画」では、令和14(2032)年の目標人口を86,000人と定めています。

人口減少が進行する中、将来の需要を見据えた公園の役割や管理形態等の見直しが必要となっています。

【一人当たりの都市公園面積の比較】



出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）
富山県 国土交通省都市公園データベース
「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」（令和4年3月31日時点）

【公園緑地の箇所数と面積】

区分	箇所	面積 (ha)	備考	
都市公園	街区公園	114	19.93	
	近隣公園	9	17.50	三日曾根公園、グリーンパークだいもん、天池公園など
	地区公園	3	13.32	足洗瀧公園、大島北野河川公園、大島中央公園
	運動公園	1	9.36	歌の森運動公園
	広域公園	1	95.90	県民公園太閤山ランド
	風致公園	1	19.70	薬勝寺池公園
	歴史公園	1	1.58	中山公園
	緩衝緑地	1	9.70	県民公園新港の森
	都市緑地	19	32.84	海老江緑地、庄川右岸緑地、太閤山第1号緑地など
	緑道	1	0.95	いさりび緑道
小計	151	220.78		
公共施設緑地	その他公園等	174	51.16	児童遊園地、小公園、公民館緑地、市民農園など
	グラウンド等	33	45.23	小中学校グラウンドなど
小計	207	96.39		
合計	358	317.17		

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれた概ね1km四方（面積100ha）の居住単位
出典：国土交通省HP（公園とみどり）

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の緑の方針

第6章

推進体制と目標設定

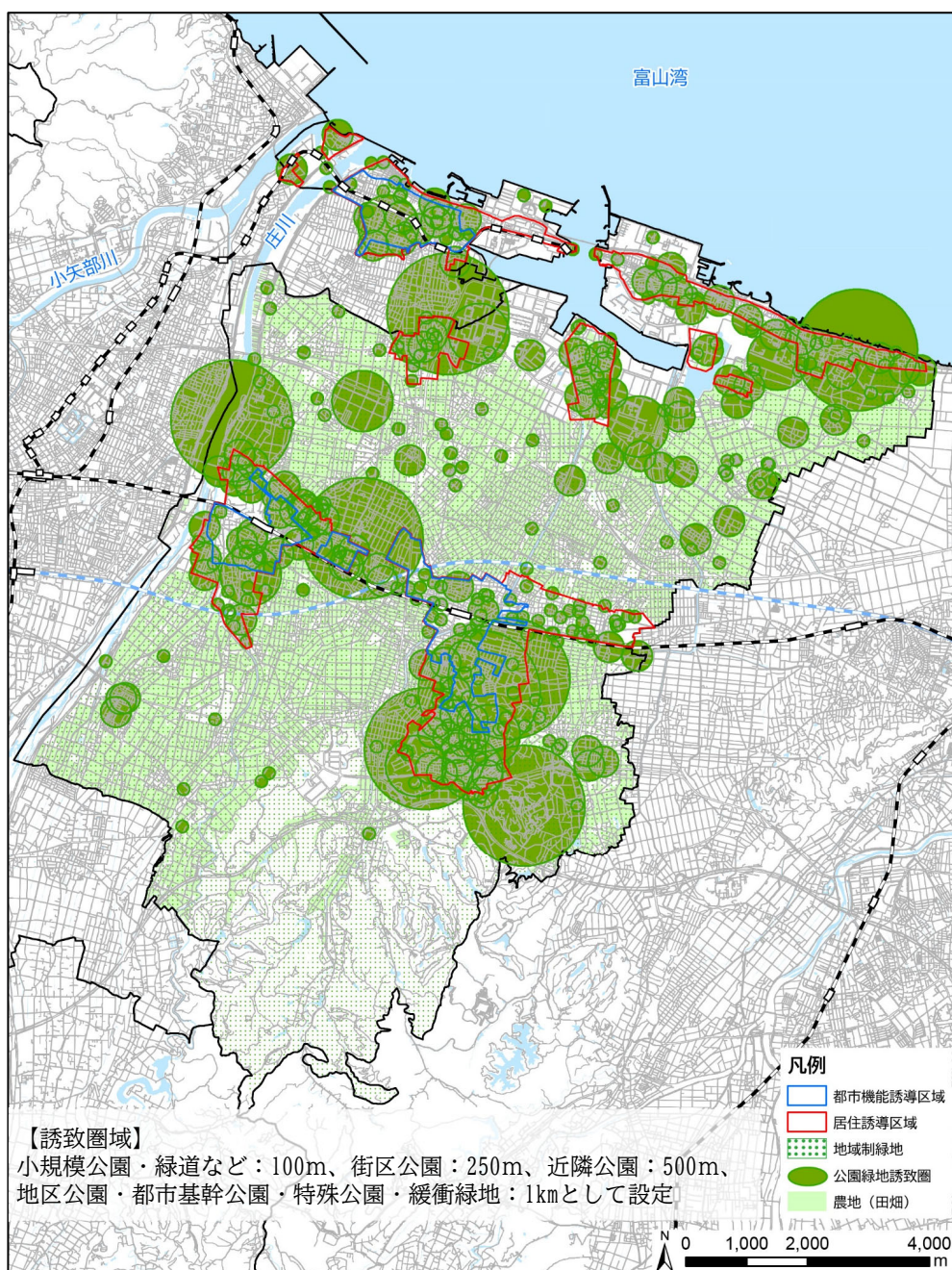
4. 緑の特性



(2) 緑の充足状況

施設緑地の誘致圏域と地域制緑地の分布を踏まえた緑の充足状況は、以下のとおりとなっており、立地適正化計画における居住誘導区域と重なると、場所によっては充足し過密な箇所や不足している箇所が見られます。

【緑の充足状況】



第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

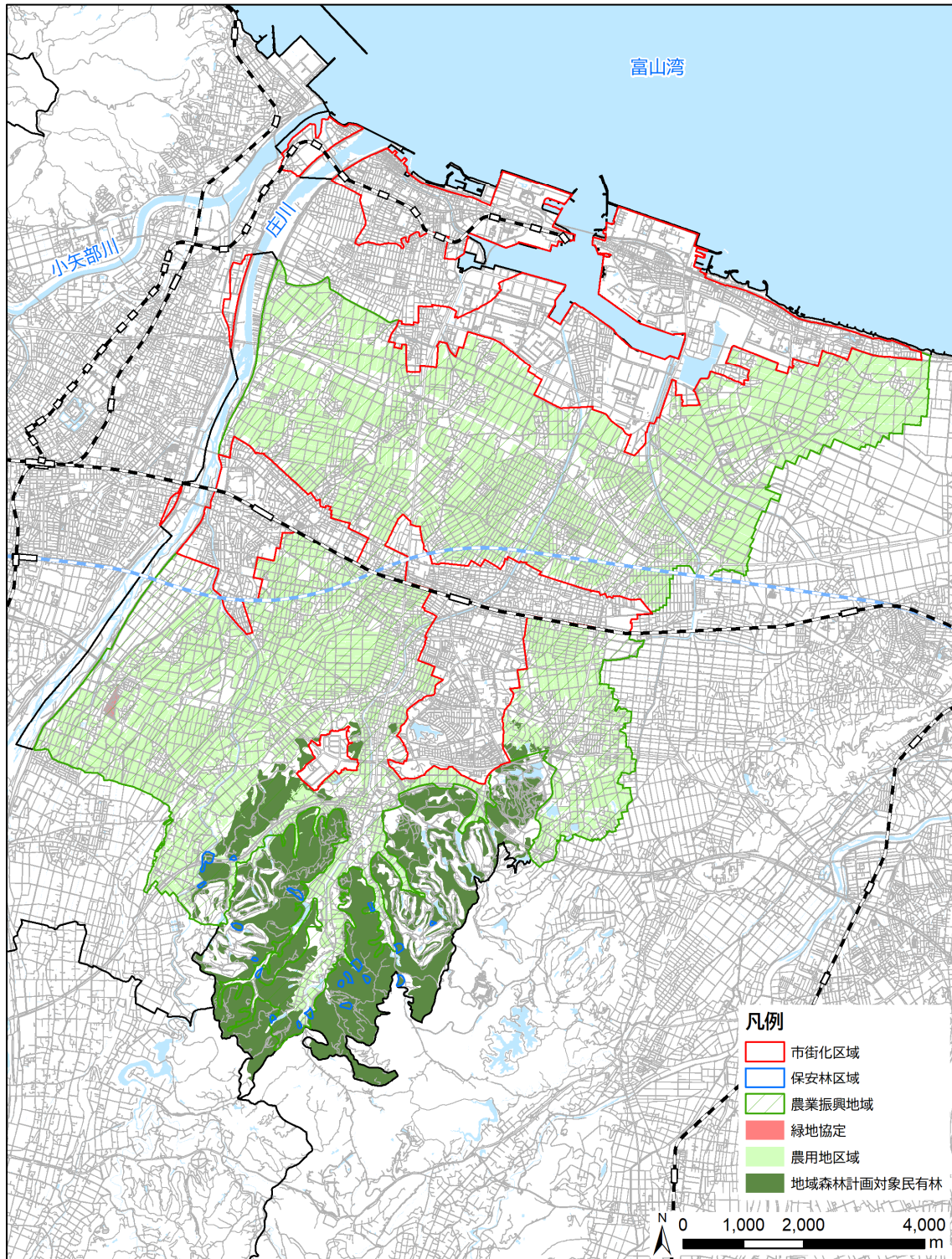
第5章

地域別の
緑の方針

第6章

推進体制と
目標設定

【地域制緑地※】



出典：国土数値情報、射水市都市計画基礎調査（平成30年）

用語解説 地域制緑地

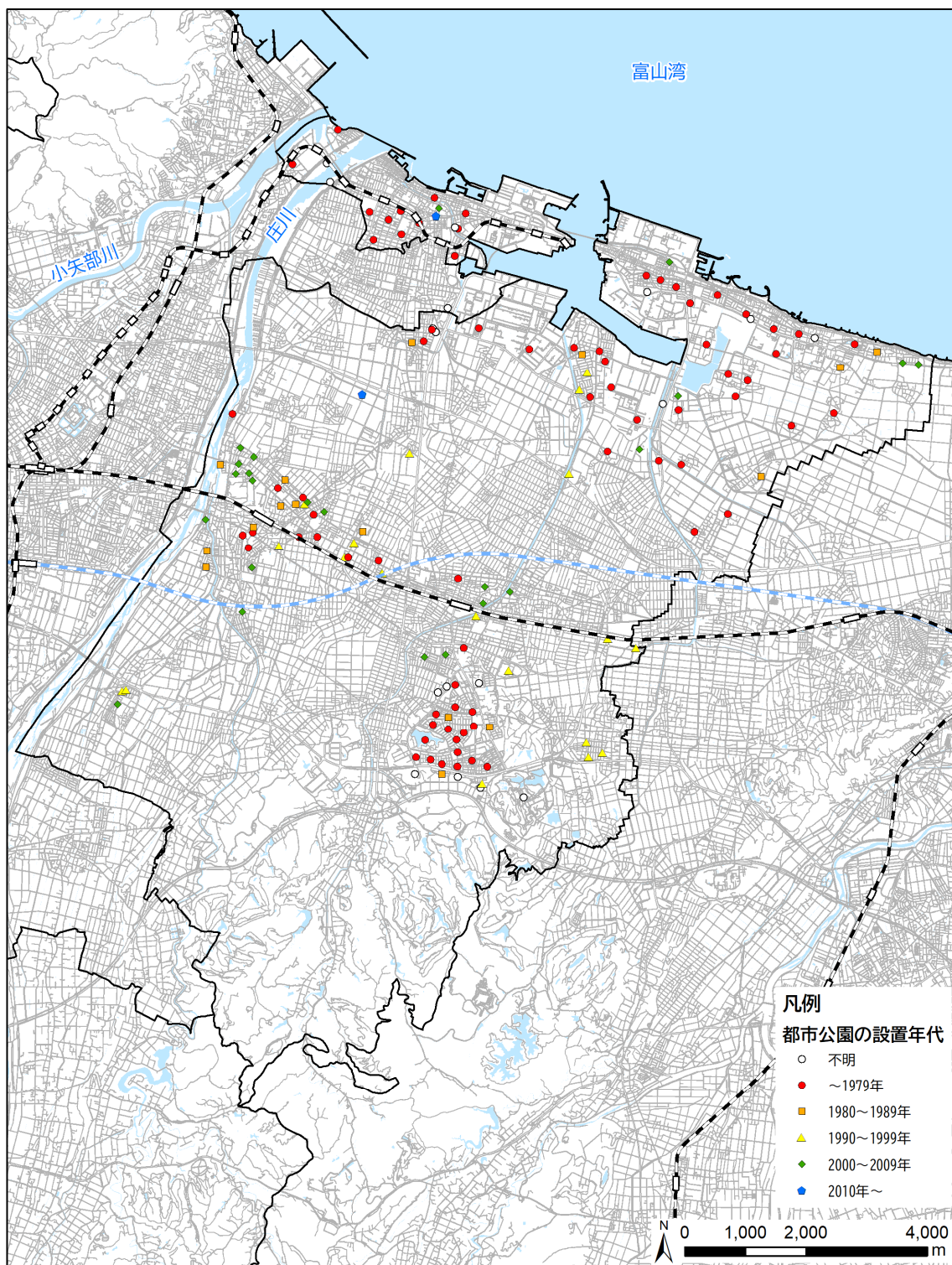
一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地

5. 公園緑地の設置経過と維持管理の状況



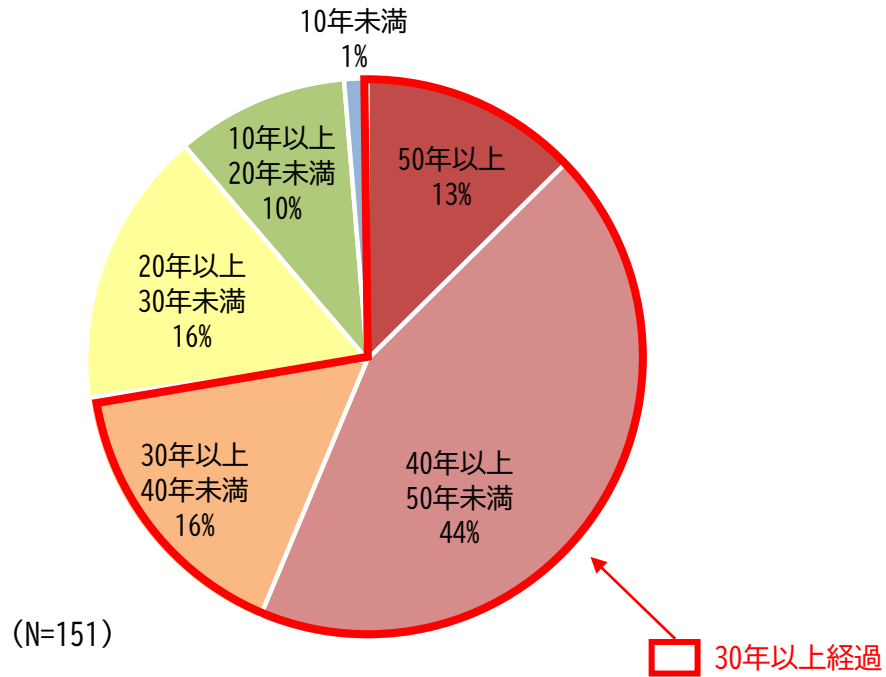
令和4(2022)年度末で設置から30年以上経過した都市公園(平成4(1992)年以前設置)は全体の約7割を超え、施設の老朽化が進んでいます。

【設置年代別に見た都市公園の分布図】



※位置は都市公園の概ね中心を示している。

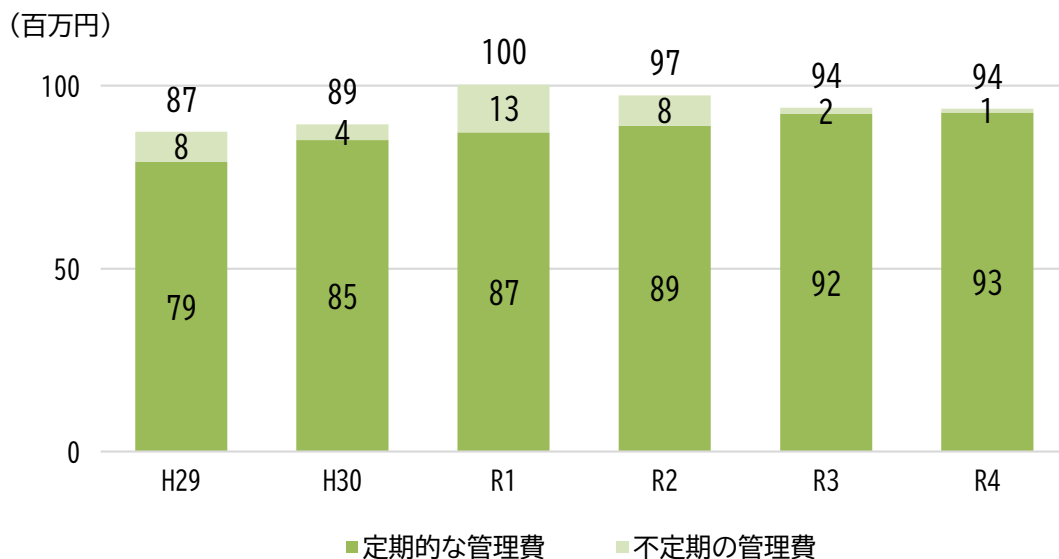
【設置年別の都市公園の割合】



出典：射水市公園施設長寿命化計画（令和5年3月31日時点）

公園緑地の維持管理費は、ほぼ横ばいであり、令和4（2022）年度では年間94百万円となっています。

【公園緑地の年間維持管理費の推移】

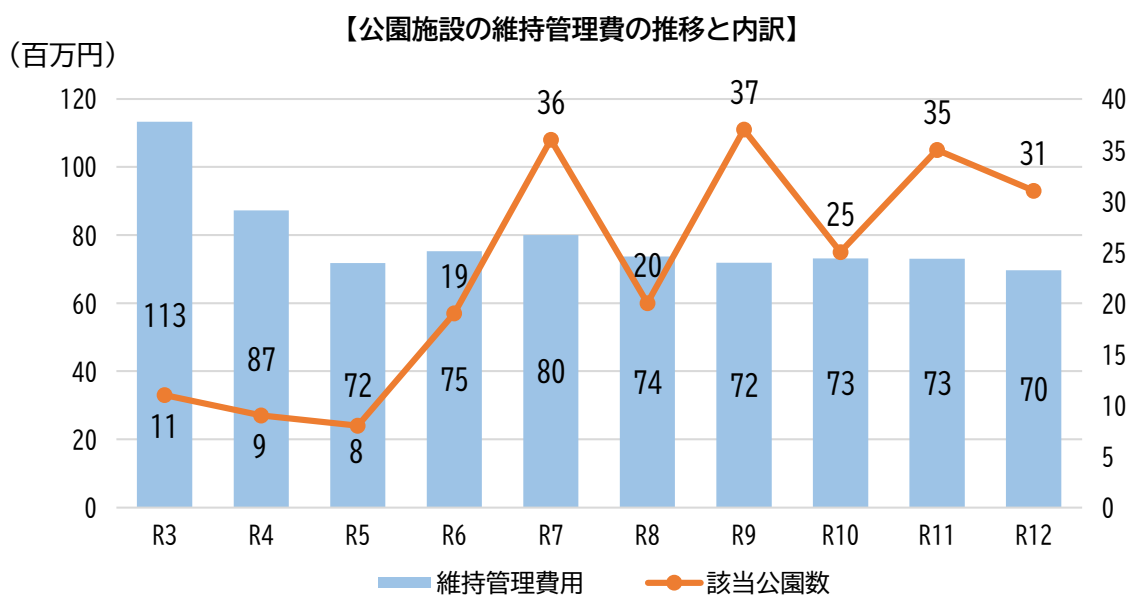


※定期的の管理：維持管理、清掃、剪定、点検など
 ※不定期の管理：台風や積雪による倒木の撤去、トイレ等の配管つまり修理など
 出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）

5. 公園緑地の設置経過と維持管理の状況

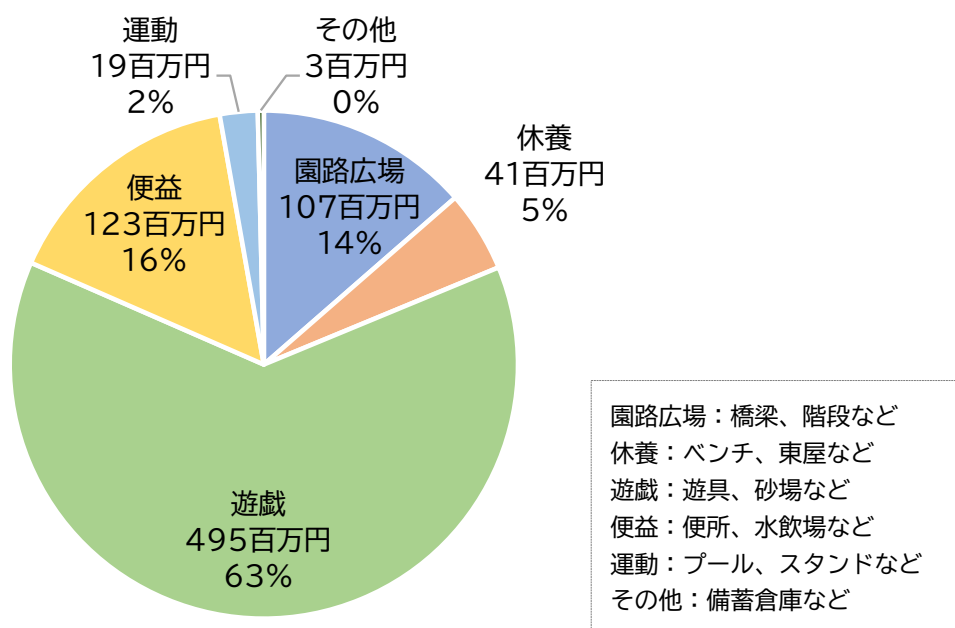


射水市公園施設長寿命化計画において、今後、施設の更新・修繕に要する費用は、概ね年間70～80百万円が見込まれ、該当公園数は年によって差が生じています。令和7(2025)年、令和9(2027)年、令和11(2029)年で多くなっており、施設ごとにみると、6割以上を遊戯施設が占めています。



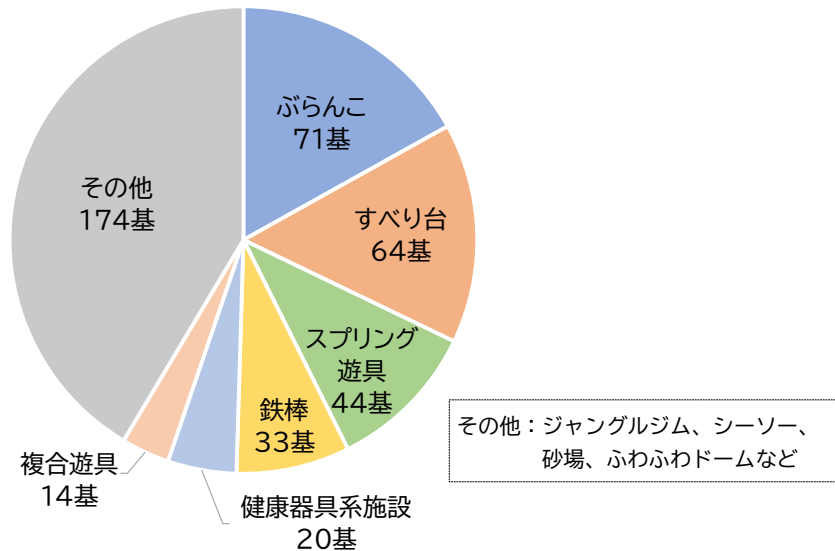
出典：射水市公園施設長寿命化計画（令和5年3月31日時点）

【R3～R12に見込まれる施設別維持管理費の内訳】

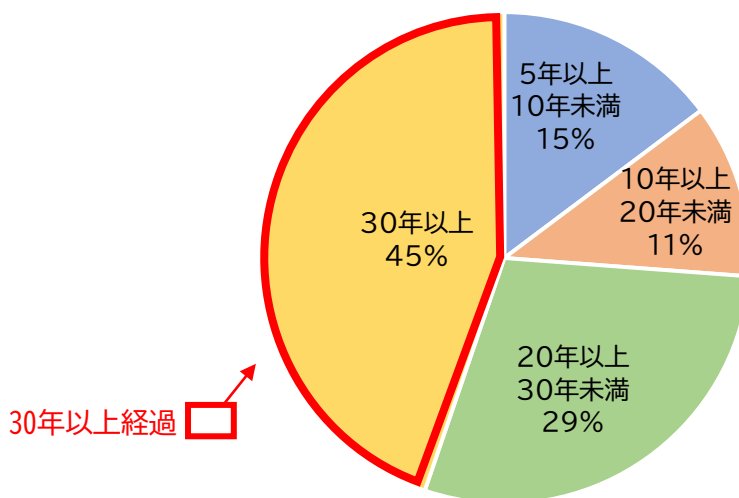


出典：射水市公園施設長寿命化計画（令和5年3月31日時点）

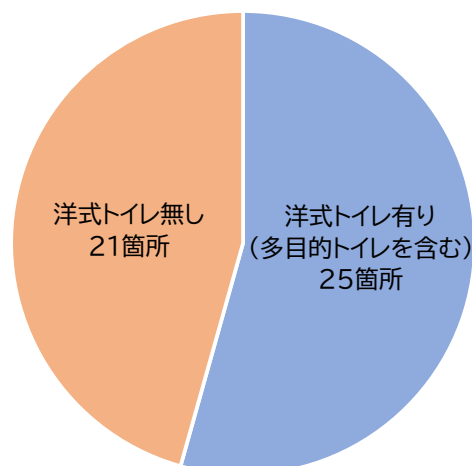
【市が管理する都市公園における遊具設置数（全体N=420基）】



【市が管理する都市公園における遊具設置経過年数割合】



【射水市における公共トイレの洋式化状況（全体N=46基）】



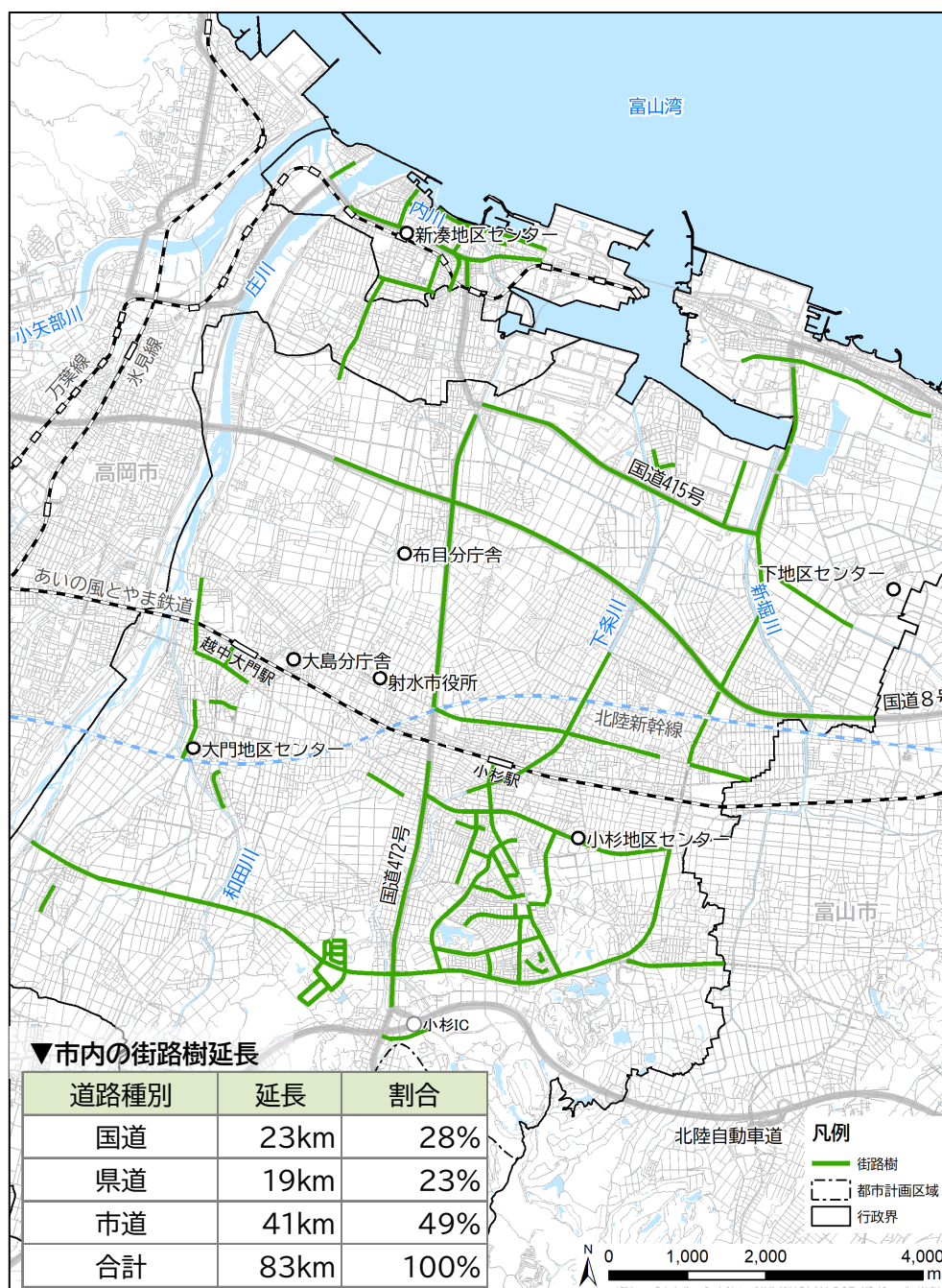
6. 街路樹の整備状況



本市が管理する街路樹は、幹線道路を中心に約83km（うち都市計画道路は約51km）が整備され、地域と地域を結ぶ緑のネットワークとなる役割を果たしています。

道路種別で見ると、市道の延長が長く全体の約5割を占め、ソメイヨシノやアメリカフウ、ケヤキ、ハナミズキ等が植栽されています。

【街路樹の整備状況図】



出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）

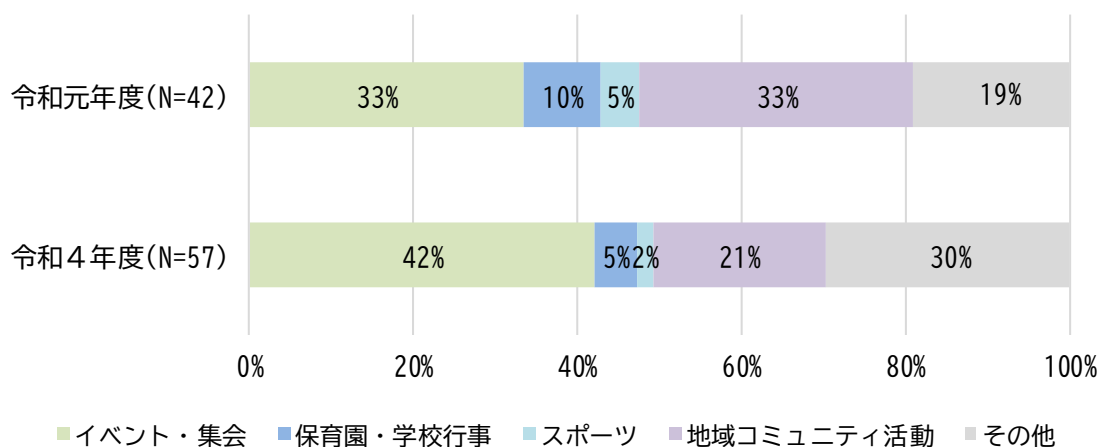
7. 都市公園の利用状況



1) 都市公園の利用目的

令和元(2019)年度は、「イベント・集会」や「地域コミュニティ活動」が3割程度、令和4(2022)年度は「イベント・集会」が約半数を占め、イベント等を目的とした利用の増加が見られます。また、都市公園の団体利用者数の増加も見られます。

【都市公園の利用目的】



出典：都市公園内行為許可申請件数のうち団体利用

【利用目的詳細】

目的	詳細な利用目的	件数	
		令和元年度	令和4年度
イベント・集会	イベント関連	14	24
	飲食販売		
	マルシェ		
保育園・学校行事	保育園行事（運動会）	4	3
	中学校行事（交通安全教室）		
スポーツ	ヨガ	2	1
地域コミュニティ活動	園芸	14	12
	清掃		
	防災訓練		
	町内会行事（親睦会、運動会）		
その他	撮影・報道 など	8	17
合計		42	57

出典：都市公園内行為許可申請件数のうち団体利用

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
方針

第6章

推進体制と
目標設定

7. 都市公園の利用状況



2) 制度を活用した公園の利活用

(1) 民間事業者による公園緑地の活用

「民間提案制度」では、公共施設の空きスペースや市有地の有効活用等につながる提案を募集しており、令和4(2022)年度は、民間事業者によるトライアル事業として、ドッグランを新設した足洗滌公園においてイベントが開催されました。

また、歌の森運動公園や大島中央公園においても毎年マルシェが開催されるなど、事業者が公園緑地を活用する事例が増えてきています。

【トライアル事業の様子（足洗滌公園）】



【大島中央公園でのマルシェ】



(2) 公園整備における公募設置管理制度（Park-PFI）※の活用

本開発地区土地区画整理事業区域内では、公募設置管理制度(Park-PFI)を活用し、民間事業者のノウハウやアイデアを生かした公園の整備が行われています。

【Park-PFIのイメージ】



【平面計画イメージパース】



出典：国土交通省都市局 公園緑地・景観課
「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」
(平成30年8月10日改定)

用語解説 公募設置管理制度（Park-PFI）

平成29(2017)年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

8. 緑の活動状況

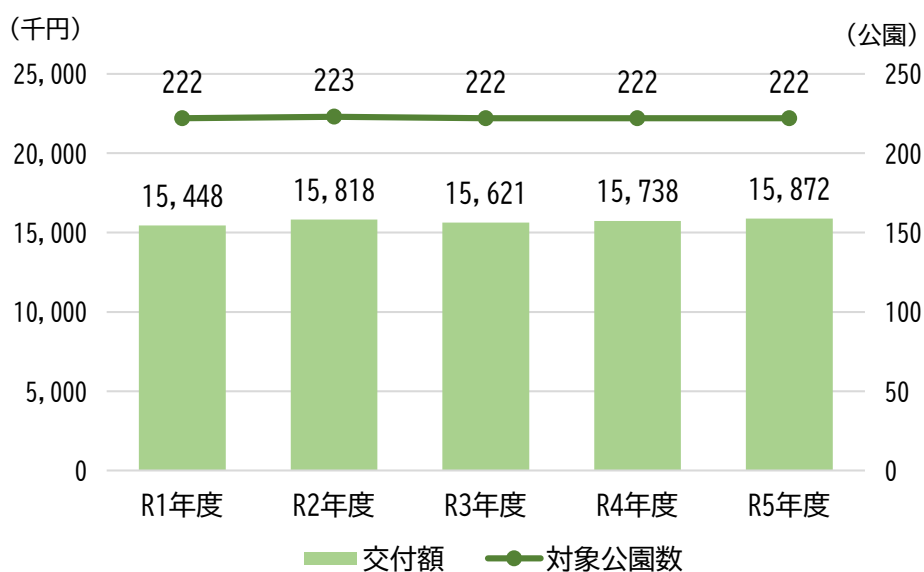


1) 緑を守り育てる担い手

(1) 地域型市民協働事業

「地域型市民協働事業」では、身近な公園緑地の維持管理に市民が取り組んでおり、重要な緑の担い手となっています。令和5(2023)年度は、222団体がふれあい道路・いさりび緑道や大島北野河川公園、内川緑地周辺、海老江緑地、庄川左岸緑地等において草刈り等に取り組み、その数は横ばいとなっています。快適な居住環境を確保していくには、この取組を継続し、広げていくと同時に、担い手を確保することが求められます。年々参加者の減少や高齢化が進んでいることから、若い世代の担い手確保が課題となっています。

【地域型市民協働事業の対象公園数と交付額の推移】



出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の緑の方針

第6章

推進体制と目標設定

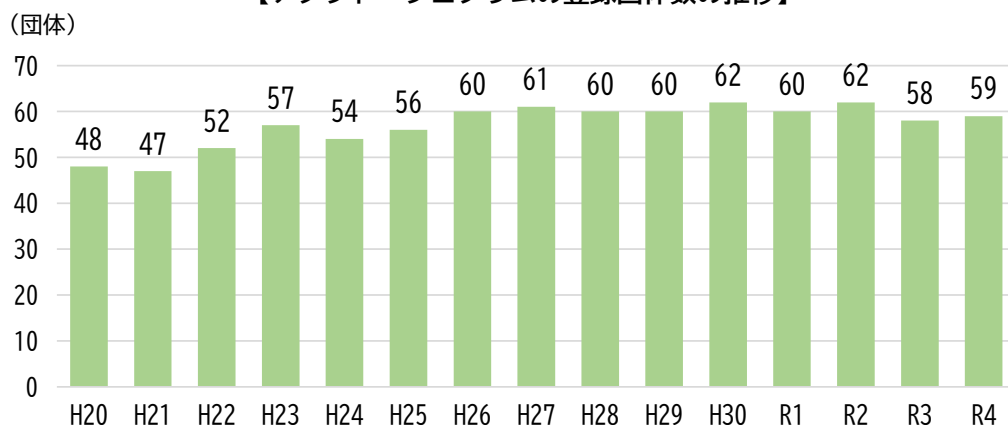
8. 緑の活動状況



(2) アダプト・プログラム事業

「アダプト・プログラム事業」では、公共空間の美化清掃をボランティアで行う個人や団体が活動しており、市からはゴミ袋や草刈鎌等の清掃用具の提供や団体名を記した表示板の設置等を行い、環境美化に対する意識啓発を図っています。近年、登録団体数は60団体前後で横ばいの傾向にあります。

【アダプト・プログラムの登録団体数の推移】



出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）

【アダプト・プログラム事業での美化清掃活動】



2) 緑化推進活動

(1) グリーンカーテン事業

市内小学校・幼稚園・保育園・福祉事業所等では、ツル性の植物を使ってグリーンカーテンをつくる取組や市民を対象としたグリーンカーテン講習が行われ、地球温暖化対策を兼ねた緑化活動を推進しています。

【グリーンカーテン事業の取組】



(2) 花と緑の銀行射水支店

花と緑の県づくりを推進するため、「花と緑の銀行」の射水支店として、地域の特性を生かし地域住民と一体となった緑化運動を展開しています。

本市（射水支店）は県内でも高い評価を受けている花壇が複数あり、コンテスト等でも各支所が上位に入るなど、非常に活発で高い技術を誇っています。一方で、高齢化のため活動継続が厳しいとの声が上がっており、炎天下での連日作業や毎朝の水やりが大きな負荷となっているほか、熟練の担い手の引退等の課題があります。

これらの課題に対して、担い手のレベル向上のための研修や優秀花壇の視察等の支援を行い、新規の担い手の掘り起こしの取組も必要となっています。

【歌の森運動公園西側広場花壇】
(小杉支所管理)



【市井コミュニティ花壇】
(大門支所管理)



【花と緑の銀行での活動】



【活動団体の概要】

支所名	所属人数[名] (頭取・グリーンキーパー含む)	活動場所	活動頻度	特徴
花と緑の銀行 富山県本店 花と緑の銀行 射水支店	新湊支所 (新湊フラワー愛好会)	コミュニティセンター等が中心	花壇コンクール 最盛期には連日作業	学校花壇の取組の評価が高い
	小杉支所 (小杉花作り同好会)			歌の森運動公園西側広場花壇が県内でも随一の評価
	大門支所 (大門なでしこ会)			市井コミュニティ花壇が県内でも随一の評価
	大島支所 (大島地方銀行)			フラワーロード土田が毎年県コンクールの花の道部門での評価が高い
	下支所 (下地方銀行)			学校と地区頭取・グリーンキーパーが一体となって花壇管理を担う

出典：庁内資料（令和5年3月31日時点）

8. 緑の活動状況



(3) 射水市花壇コンクール

射水市花壇コンクールは、毎年7月に開催され、フラワーポットや花鉢にて人々の心を和ませる花の街並みづくりや地域住民が日頃ふれあう場所の花壇づくりなど、花と緑に包まれた美しく潤う豊かな郷土づくりを目指しています。

【令和4年度 表彰花壇】

- ▼一般花壇部門金賞 浅井きらりガーデン ▼幼稚園・保育園部門金賞 小杉東部保育園



- ▼学校花壇部門金賞 塚原小学校



- ▼花の道部門金賞 フラワーロード土田自治会



- ▼街角花壇部門金賞 こがし園デイサービスセンター



9. 市民意識調査



1) 市民アンケート調査

令和3(2021)年に実施した「第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査」から本計画と関連性の高い設問を抽出し、令和5(2023)年に実施した「射水市緑の基本計画策定に関する市民アンケート調査」の結果と合わせて整理しています。

(1) 第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査

①射水市のイメージ（当てはまるもの5つまで回答）

「自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」が1番多く選ばれていることから、本市には「自然」のイメージがあることがわかります。

【射水市のイメージ（上位5つ）】

	市民(N=1763)	学生(N=40)※1	生徒(N=61)※2
1位	保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち(48%)	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(48%)	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(41%)
2位	自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち(48%)	歴史や文化、伝統を大切にするまち(19%)	保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち(27%)
3位	道路、上下水道などの生活基盤が整った、快適で暮らしやすいまち(47%)	道路、上下水道などの生活基盤が整った、快適で暮らしやすいまち(15%)	歴史や文化、伝統を大切にするまち(25%)
4位	歴史や文化、伝統を大切にするまち(38%)	支え合いながら、安心して自分らしく暮らせる福祉のまち(15%)	医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち(22%)
5位	医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち(27%)	農林漁業の振興による、活力あふれるまち(14%)	農林漁業の振興による、活力あふれるまち(20%)

※1 学生とは、市内高等教育機関（富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校）に在籍する学生

※2 生徒とは、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの当時高校3年生の市民

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域の方針

第6章

推進体制と目標設定

9. 市民意識調査



②（射水市に「ずっと住みたい」、「できれば住みたい」人に対して）住みたい主な理由（当てはまるもの2つまで回答）

「緑や自然環境に恵まれているから」が学生や生徒といった若い世代で多くなっており、本市の魅力の一つであることがわかります。

【射水市に住みたい理由（上位5つ）】

	市民(N=1763)	学生(N=40)※1	生徒(N=61)※2
1位	地域になじみや愛着があるから (41%)	生活環境が良いから(30%)	地域になじみや愛着があるから (68%)
2位	現在の住宅に満足しているから (28%)	緑や自然環境に恵まれているから (27%)	生活環境が良いから(27%)
3位	生活環境が良いから(22%)	通勤・通学に便利だから(27%)	緑や自然環境に恵まれているから (23%)
4位	買い物や医療など日常生活が便利 だから(22%)	地域になじみや愛着があるから (25%)	現在の住宅に満足しているから (18%)
5位	緑や自然環境に恵まれているから (13%)	買い物や医療など日常生活が便利 だから(17%)	通勤・通学に便利だから(9%)

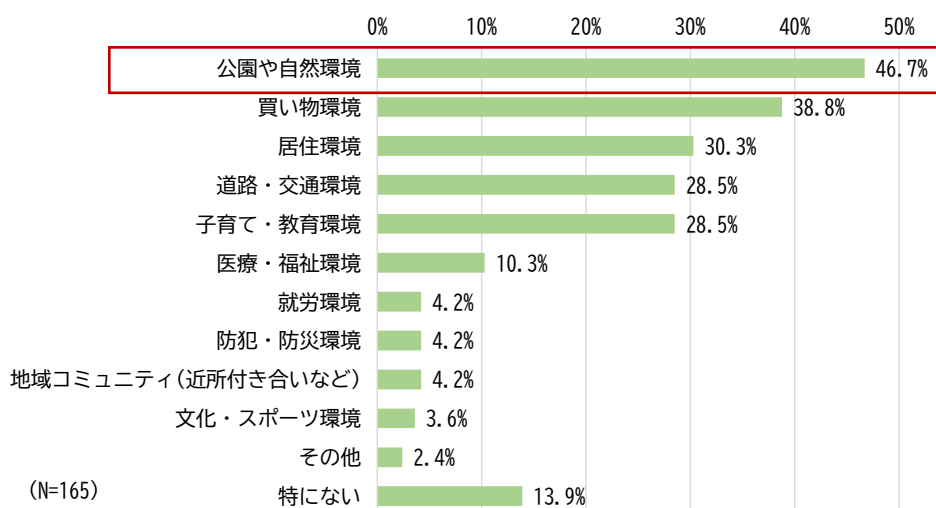
※1 学生とは、市内高等教育機関（富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校）に在籍する学生

※2 生徒とは、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの当時高校3年生の市民

③（転入者に対して）以前にお住まいのまちと比べて射水市が住みやすい点

「公園や自然環境」が約半数で最も多くなっており、他都市よりも本市が優れていると見ることができます。

【他都市よりも本市が住みやすい点】



(2) 射水市緑の基本計画策定に関する市民アンケート調査

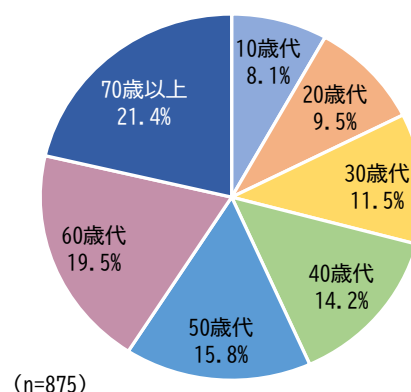
①調査概要

- ・調査対象：市内に住む満18歳から70歳代までの方の中から2,500人を無作為に抽出し、無記名・郵送方式による配布・回収にて実施
- ・調査期間：令和5年9月11日から9月19日
- ・回収結果：878票、回収率35.1%

②回答者の属性（年齢）

回答者の年齢は、「70歳以上」が21.4%と最も多く、次いで「60歳代」が19.5%、「50歳代」が15.8%となっています。

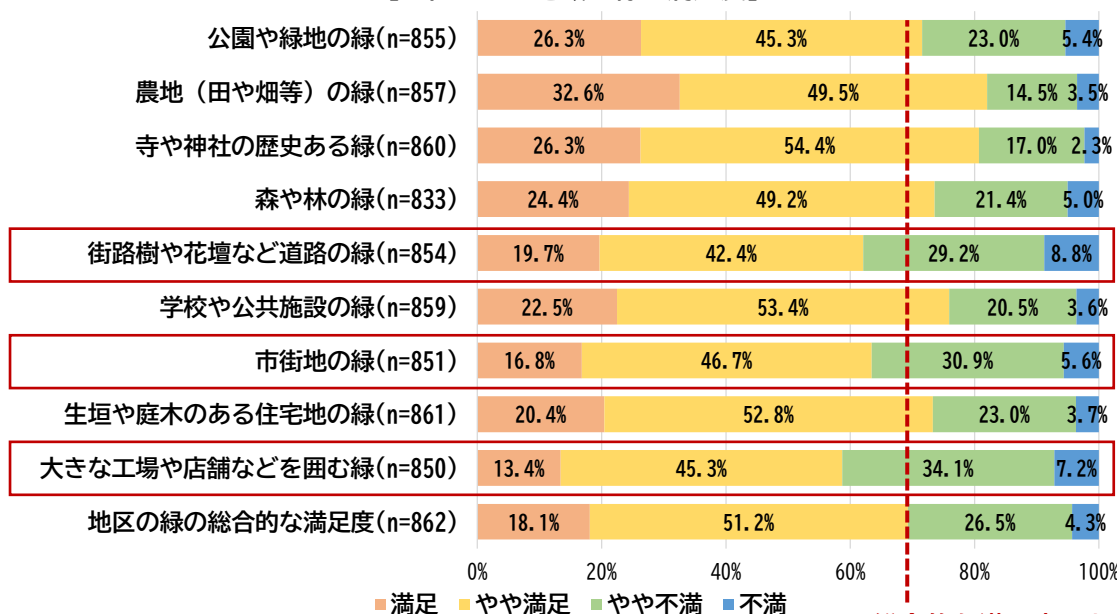
【回答者の年齢】



③お住まいの地域の緑（公園、海岸、河川、農地、森林など）の満足度

地区の緑の総合的な満足度と比べ、「大きな工場や店舗などを囲む緑」や「街路樹や花壇など道路の緑」、「市街地の緑」の満足度が低くなっています。

【お住まいの地域の緑の満足度】



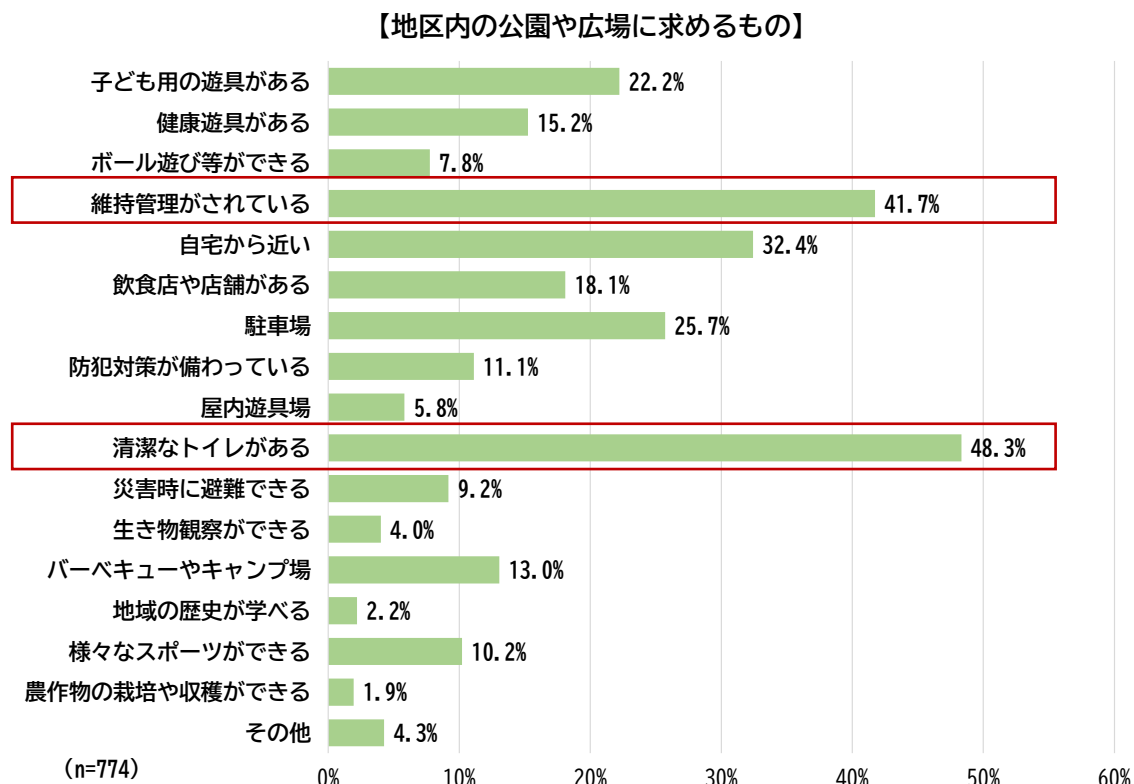
総合的な満足度における満足/不満足境界

9. 市民意識調査



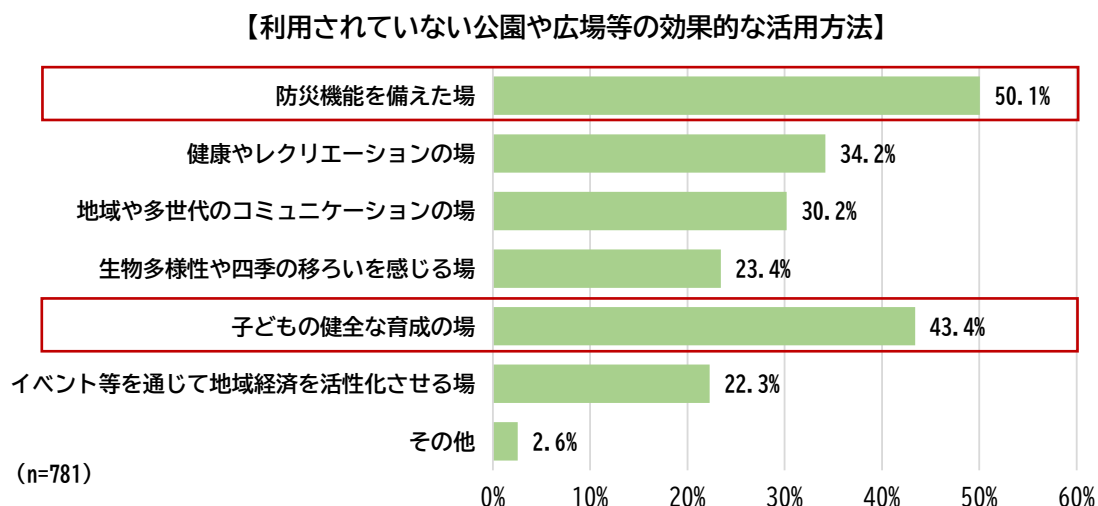
④地区内の公園や広場に求めるもの（当てはまるもの3つまで回答）

地区内の公園や広場には「清潔なトイレがある」や「維持管理がされている」の意見が多くなっています。



⑤利用されていない公園や広場等の効果的な活用方法（当てはまるもの2つまで回答）

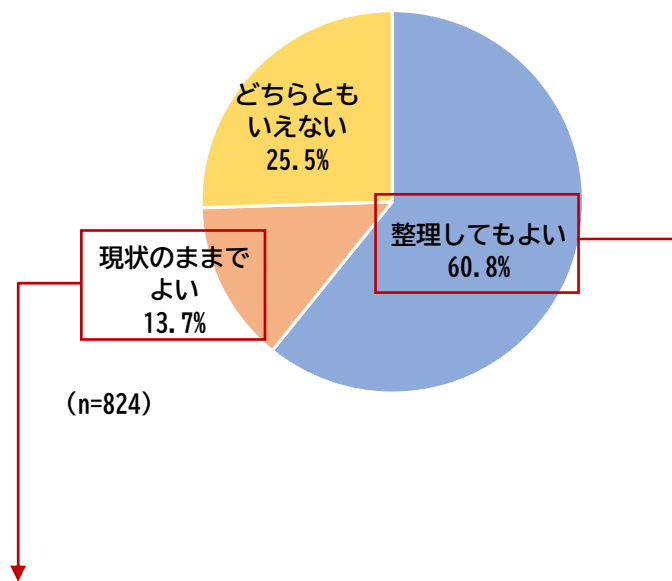
「防災機能を備えた場」や「子どもの健全な育成の場」の意見が多くなっています。



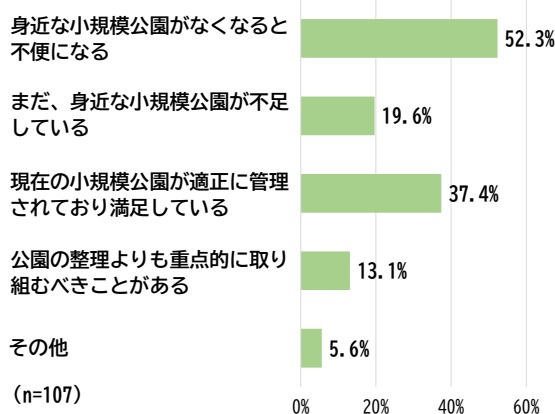
⑥公園再編についての意向

市内の公園を「整理してもよい」の意見が多く、「改修や維持管理費を考えると公園整理の必要性が理解できる」や「身近な小規模公園が利用されていない」が主な理由として挙げられています。

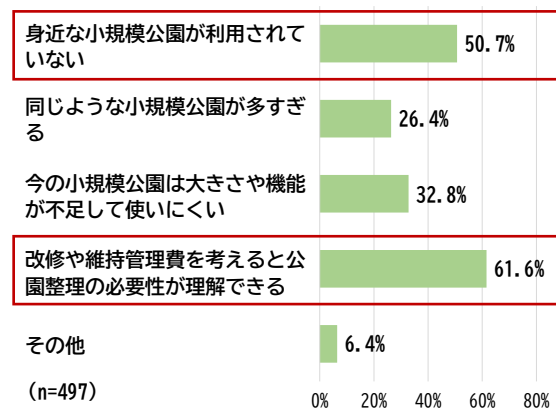
【公園再編についての意向】



【現状のままでよい理由】



【整理してもよい理由】



9. 市民意識調査



⑦緑と公園についての意見

「街路樹や雑草の整備を行ってほしい」や「公園の維持管理が行き届いていない」等の緑の維持管理についての意見が多くなっています。

【射水市の緑と公園についての意見】

主な意見	件数
緑の維持管理について	199
<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や雑草の整備を行ってほしい ・小規模な公園の維持管理が行き届いていない ・草刈り等定期的な手入れをして欲しい 	
緑の活用について	92
<ul style="list-style-type: none"> ・市外の人にも来たくなるような、特色のある公園が欲しい ・公園の近くにスタバなどの休憩しやすい施設が欲しい ・子ども達が遊べる公園があれば良い 	
緑の担い手について	16
<ul style="list-style-type: none"> ・緑を守る意味と意義を市民にもっと伝えていく事が大切なのではないか ・地域にあまり負担とならないような管理を考える必要があるのでは 	
その他	30
<ul style="list-style-type: none"> ・公園マップ等があれば用途に合わせて子どもたちが遊べると思う ・緑のある生活が心にゆとりと安らぎを与えてくれます 	
総計	337

10. 緑の解析・評価



本市の緑の現況を踏まえ、緑が有する「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能の視点から緑の状況を整理し、評価します。
各機能の評価項目は緑の基本計画ハンドブックを参考に設定しています。

【各機能における評価項目】

機能	評価項目
環境保全	都市の骨格の形成
	優れた自然
	優れた歴史的風土
	快適な生活環境、都市環境の維持・改善
	優れた農林業地
	都市の生物多様性の確保
レクリエーション	自然、歴史とのふれあいの場
	日常圏におけるレクリエーションの場
	広域圏におけるレクリエーションの場
防災	自然災害の危険防止
	人為災害の危険防止
	避難体系
景観形成	都市を代表する景観
	地区の良好な景観
	優れた景観の眺望点
	ランドマークとなる場所
	周辺要素
	都市景観の創出が必要な地区

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
方針

第6章

推進体制と
目標設定

10. 緑の解析・評価



(1) 環境保全機能に関する解析・評価

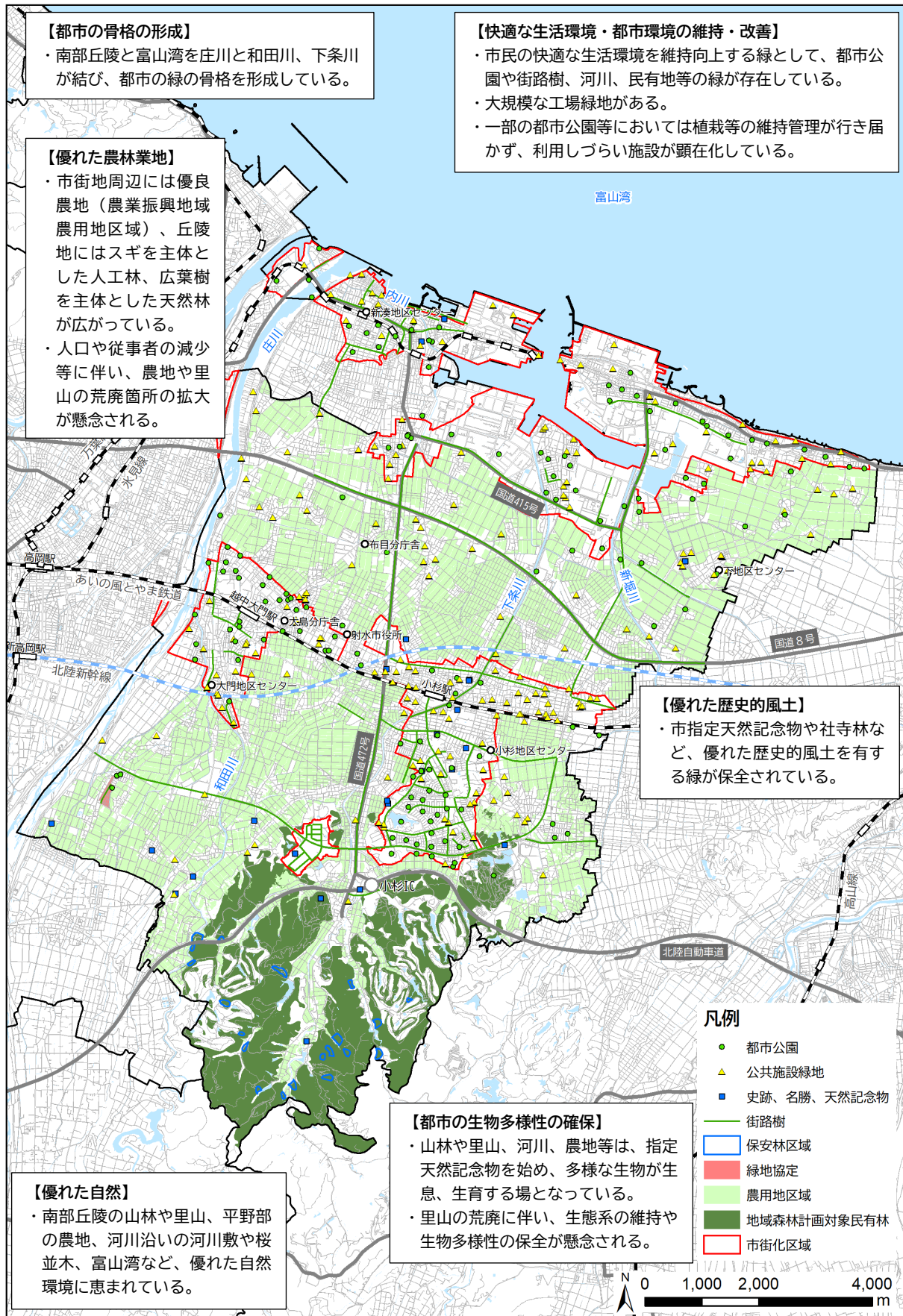
環境保全機能は、「都市の骨格の形成」や「優れた自然」、「優れた歴史的風土」、「快適な自然環境、都市の環境の維持・改善」、「優れた農林業地」、「都市の生物多様性の確保」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

【環境保全機能の解析・評価】

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市の骨格の形成	・南部丘陵と富山湾を庄川と和田川、下条川が結び、都市の緑の骨格を形成している。	○
優れた自然	・南部丘陵の山林や里山、平野部の農地、河川沿いの河川敷や桜並木、富山湾など、優れた自然環境に恵まれている。	○
優れた歴史的風土	・市指定天然記念物や社寺林など、優れた歴史的風土を有する緑が保全されている。	○
快適な生活環境 都市環境の維持・改善	・市民の快適な生活環境を維持向上する緑として、都市公園や街路樹、河川、民有地等の緑が存在している。	○
	・大規模な工場緑地がある。	○
	・一部の都市公園においては植栽等の維持管理が行き届かず、利用しづらい施設が顕在化している。	▲
優れた農林業地	・市街地周辺には優良農地（農業振興地域農用地区域）、丘陵地にはスギを主体とした人工林、広葉樹を主体とした天然林が広がっている。	○
	・人口や従事者の減少等に伴い、農地や里山の荒廃箇所の拡大が懸念される。	▲
都市の生物多様性の 確保	・山林や里山、河川、農地等は、指定天然記念物を始め、多様な生物が生息、生育する場となっている。	○
	・里山の荒廃に伴い、生態系の維持や生物多様性の保全が懸念される。	▲

【解析・評価図（環境保全）】



第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
緑の方針

第6章

推進体制と
目標設定

10. 緑の解析・評価



(2) レクリエーション機能に関する解析・評価

レクリエーション機能は、「自然、歴史とのふれあいの場」、「日常圏におけるレクリエーションの場」、「広域圏におけるレクリエーションの場」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

【レクリエーション機能の解析・評価】

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然、歴史とのふれあいの場	・南部丘陵の山林や里山、河川、農地、富山湾など、市全域に多様な自然環境に触れ合える場が多く存在している。	○
	・市街地や集落には先人から受け継がれてきた寺社や歴史的な樹木等の地域の歴史に根ざした緑が現存しており、本市の特徴の一つとなっている。	○
	・「生物多様性保存型里山ビオトープ」や「南部丘陵の里山」等では、自然環境調査や自然観察会の場として活用されている。	○
日常圏におけるレクリエーションの場	・都市公園は151箇所、地区の拠点となる公園として大島中央公園やグリーンパークだいもん、足洗湯公園等がある。	○
	・一人当たりの都市公園面積は24.2㎡/人であり、配置は地域毎でばらつきが生じているものの、県内における一人当たりの都市公園面積16.0㎡/人を上回っている。	○
	・身近な都市公園が不足している地域では、児童遊園やグラウンド等の公共施設緑地がその機能を代替している。	○
	・整備後30年以上経過している公園は全体の7割を占めており、施設の老朽化が懸念される。	▲
広域圏におけるレクリエーションの場	・歌の森運動公園や大島中央公園等の基幹的な公園が多数あり、子どもから高齢者まで幅広い年代が楽しめる施設になっている。	○
	・県民公園太閤山ランドや県民公園新港の森等の県管理の公園も含め、概ね市内広域レクリエーション空間の配置バランスが保たれている。	○
	・一部老朽化した公園施設が見られる。	▲

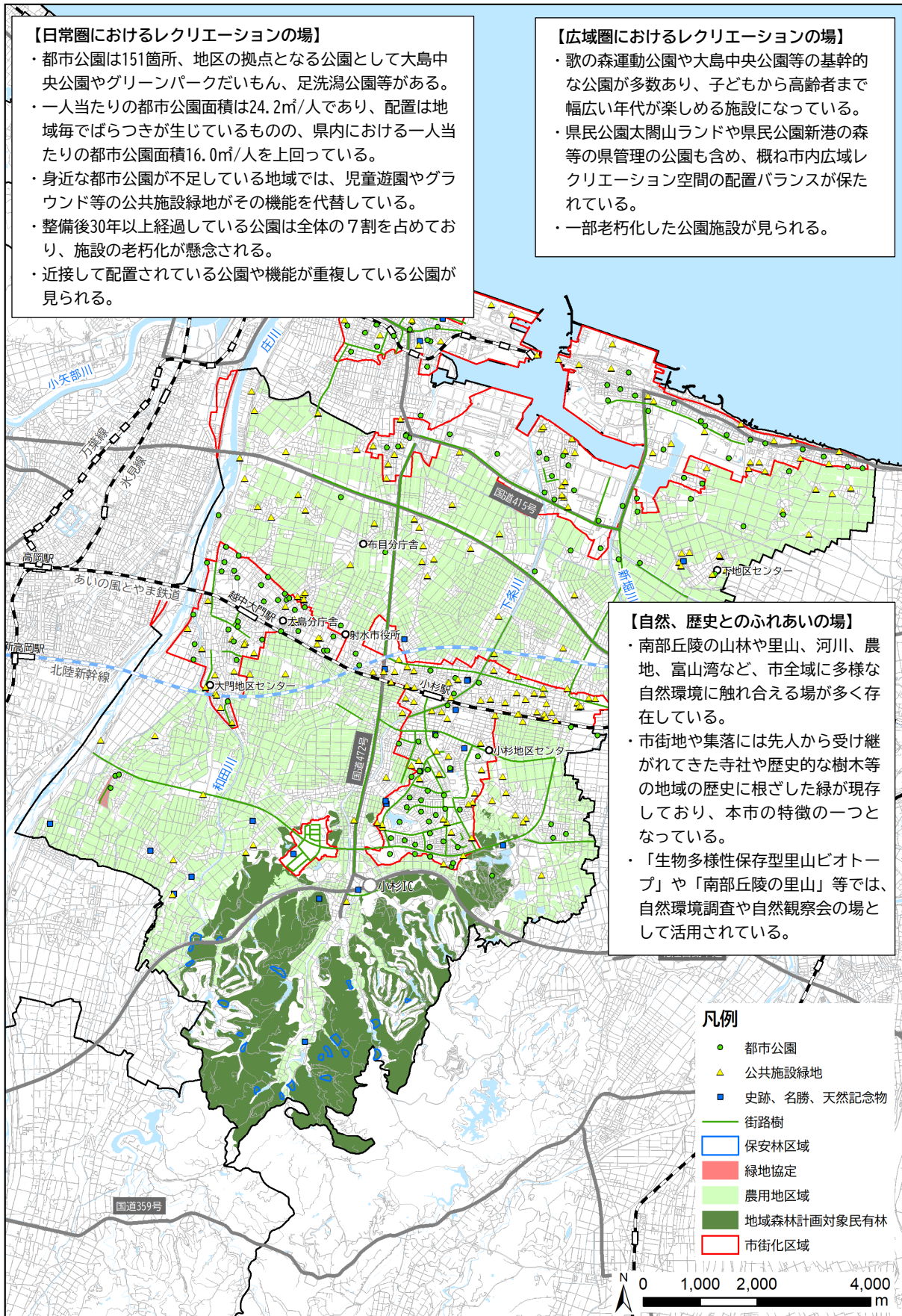
【解析・評価図（レクリエーション）】

【日常圏におけるレクリエーションの場】

- ・都市公園は151箇所、地区の拠点となる公園として大島中央公園やグリーンパークだいもん、足洗潟公園等がある。
- ・一人当たりの都市公園面積は24.2㎡/人であり、配置は地域毎でばらつきが生じているものの、県内における一人当たりの都市公園面積16.0㎡/人を上回っている。
- ・身近な都市公園が不足している地域では、児童遊園やグラウンド等の公共施設緑地がその機能を代替している。
- ・整備後30年以上経過している公園は全体の7割を占めており、施設の老朽化が懸念される。
- ・近接して配置されている公園や機能が重複している公園が見られる。

【広域圏におけるレクリエーションの場】

- ・歌の森運動公園や大島中央公園等の基幹的な公園が多数あり、子どもから高齢者まで幅広い年代が楽しめる施設になっている。
- ・県民公園太閤山ランドや県民公園新港の森等の県管理の公園も含め、概ね市内広域レクリエーション空間の配置バランスが保たれている。
- ・一部老朽化した公園施設が見られる。



【自然、歴史とのふれあいの場】

- ・南部丘陵の山林や里山、河川、農地、富山湾など、市全域に多様な自然環境に触れ合える場が多く存在している。
- ・市街地や集落には先人から受け継がれてきた寺社や歴史的な樹木等の地域の歴史に根ざした緑が現存しており、本市の特徴の一つとなっている。
- ・「生物多様性保存型里山ビオトープ」や「南部丘陵の里山」等では、自然環境調査や自然観察会の場として活用されている。

第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の緑の方針

第6章

推進体制と目標設定

10. 緑の解析・評価



(3) 防災機能に関する解析・評価

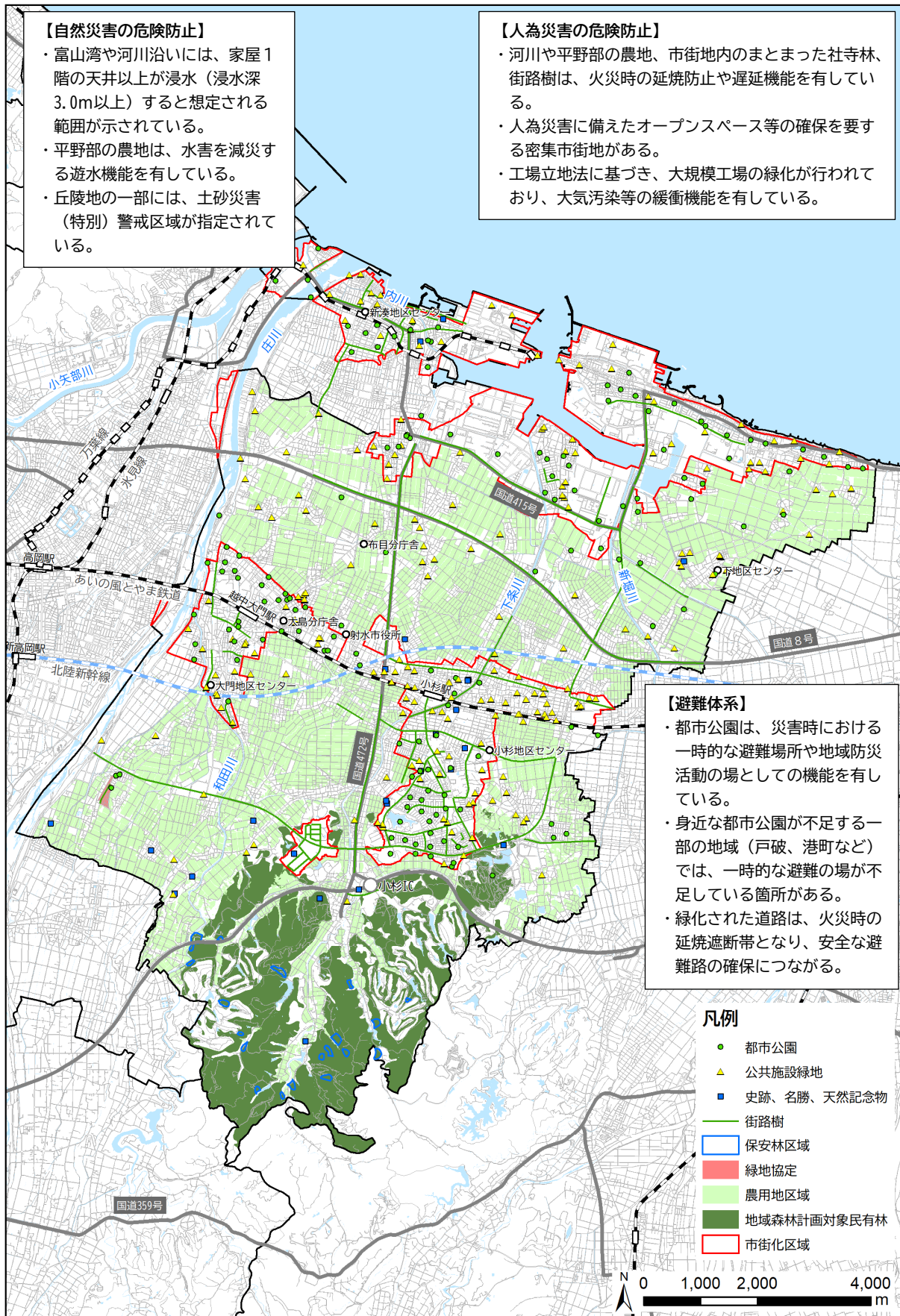
防災機能は、「自然災害の危険防止」、「人為災害の危険防止」、「避難体系」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

【防災機能の解析・評価】

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然災害の危険防止	・富山湾や河川沿いには、家屋1階の天井以上が浸水（浸水深3.0m以上）すると想定される範囲が示されている。	▲
	・平野部の農地は、水害を減災する遊水機能を有している。	○
	・丘陵地の一部には、土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。	▲
人為災害の危険防止	・河川や平野部の農地、市街地内のまとまった社寺林、街路樹は、火災時の延焼防止や遅延機能を有している。	○
	・人為災害に備えたオープンスペース等の確保を要する密集市街地がある。	▲
	・工場立地法に基づき、大規模工場の緑化が行われており、大気汚染等の緩衝機能を有している。	○
避難体系	・都市公園は、災害時における一時的な避難場所や地域防災活動の場としての機能を有している。	○
	・身近な都市公園が不足する一部の地域（戸破、港町など）では、一時的な避難の場が不足している箇所がある。	▲
	・緑化された道路は、火災時の延焼遮断帯となり、安全な避難路の確保につながる。	○

【解析・評価図（防災）】



第1章 計画の概要

第2章 緑の現況と課題

第3章 計画の目指す姿

第4章 施策の方針

第5章 地域別の緑の方針

第6章 推進体制と目標設定

10. 緑の解析・評価



(4) 景観形成機能に関する解析・評価

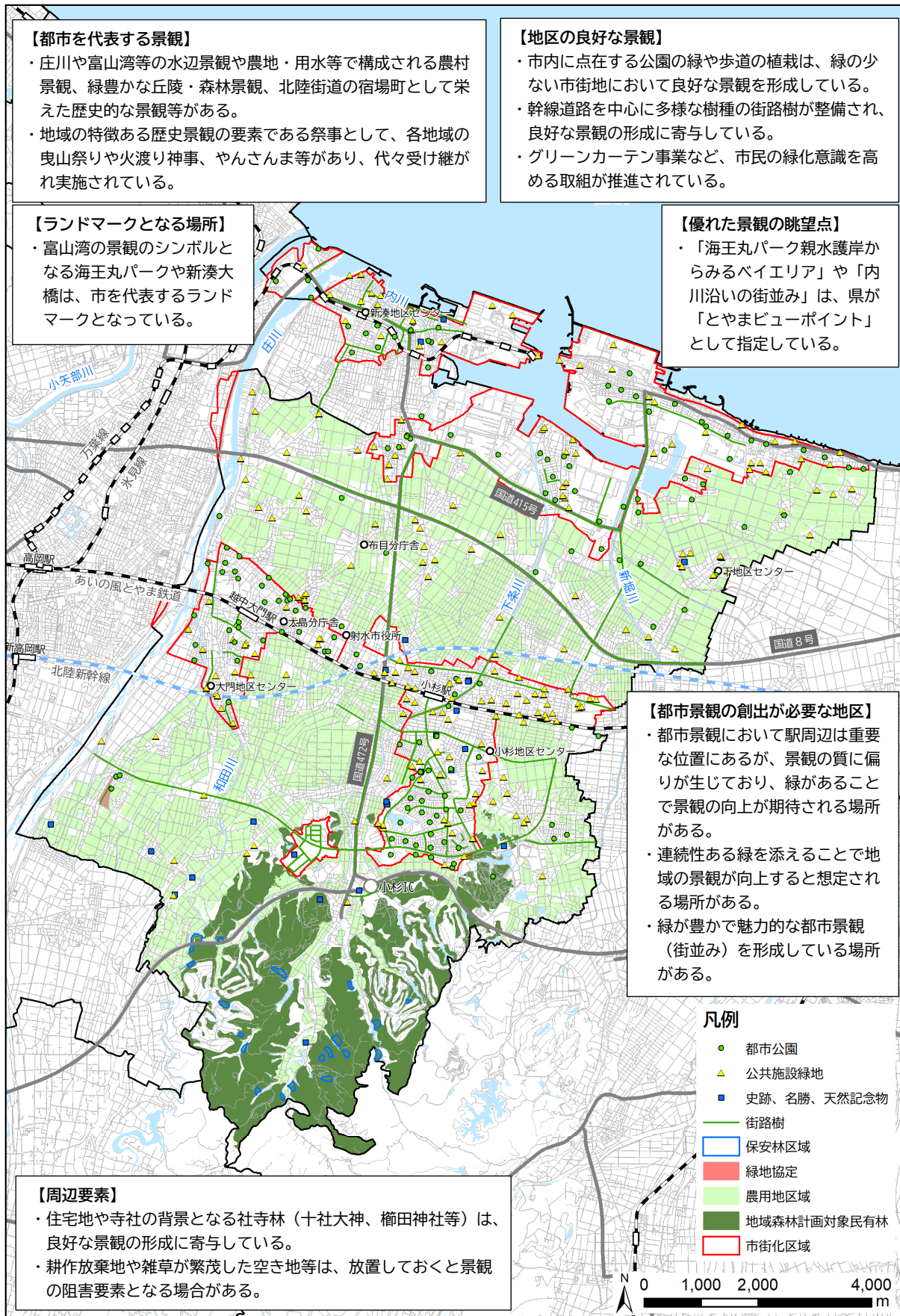
景観形成機能は、「都市を代表する景観」、「地区の良好な景観」、「優れた景観の眺望点」、「ランドマークとなる場所」、「周辺要素」、「都市景観の創出が必要な地区」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し、評価しました。

【景観形成機能の解析・評価】

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市を代表する景観	・庄川や富山湾等の水辺景観や農地・用水等で構成される農村景観、緑豊かな丘陵・森林景観、北陸街道の宿場町として栄えた歴史的な景観等がある。	○
	・地域の特徴ある歴史景観の要素である祭事として、各地域の曳山祭りや火渡り神事、やんさんま等があり、代々受け継がれ実施されている。	○
地区の良好な景観	・市内に点在する公園の緑や歩道の植栽は、緑の少ない市街地において良好な景観を形成している。	○
	・幹線道路を中心に多様な樹種の街路樹が整備され、良好な景観の形成に寄与している。	○
	・グリーンカーテン事業など、市民の緑化意識を高める取組が推進されている。	○
優れた景観の眺望点	・「海王丸パーク親水護岸からみるバイエリア」や「内川沿いの街並み」は、県が「とやまビューポイント」として指定している。	○
ランドマークとなる場所	・富山湾の景観のシンボルとなる海王丸パークや新湊大橋は、市を代表するランドマークとなっている。	○
周辺要素	・住宅地や寺社の背景となる社寺林（十社大神、櫛田神社等）は、良好な景観の形成に寄与している。	○
	・耕作放棄地や雑草が繁茂した空き地等は、放置しておくことで景観の阻害要素となる場合がある。	▲
都市景観の創出が必要な地区	・都市景観において駅周辺は重要な位置にあるが、景観の質に偏りが生じており、緑があることで景観の向上が期待される場所がある。	▲
	・連続性ある緑を添えることで地域の景観が向上すると想定される場所がある。	▲
	・緑が豊かで魅力的な都市景観（街並み）を形成している場所がある。	○

【解析・評価図（景観形成）】



第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
緑の方針

第6章

推進体制と
目標設定

10. 緑の解析・評価



(5) 緑の解析・評価のまとめ

①環境保全機能

丘陵地や農地、河川、富山湾等の優れた自然環境を有し、都市の緑の骨格を形成している一方、人口減少等に伴い、管理が適切に行われず、一部荒廃している場所が見られます。



②レクリエーション機能

歌の森運動公園や地域の街区公園等の日常圏・広域圏で楽しめる緑を有している一方、老朽化した施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化しています。



③防災機能

土砂災害や洪水等の被害拡大の防止に寄与する保安林や農地、避難場所となる公園等の緑を有していますが、これら緑の防災機能の充実が必要と想定される密集市街地があります。



④景観形成機能

海王丸パークや内川沿いの街並み、射水平野の農村景観など、本市特有の優れた景観を有しており、緑を添えることで更に景観の向上が期待される場所も見られます。



11. 現状と課題の整理



社会情勢の変化や本市の現況、市民ニーズ、本市の緑の評価等を踏まえ、「緑を守る」、「緑を生かす」「緑を育てる」の視点から主な課題を整理します。

社会情勢の変化の要点

- ①人口減少や少子高齢化社会に対応した緑の有効活用
- ②SDGsの達成に寄与する緑化施策の推進
- ③DX/GXの推進による住民のQOL等の向上
- ④安全安心なまちづくり意識の高まり
- ⑤新型コロナウイルス感染拡大に伴うライフスタイルの変化と価値観の多様化
- ⑥人中心のまちづくりに向けた取組の広がり
- ⑦緑の質の向上に向けた緑とオープンスペース政策の転換

本市の緑の現況（P8～P28）

- ⑧人口減少や少子高齢化の進行が深刻化している。
- ⑨都市計画区域の約半分は自然的土地利用がなされており、自然環境面では、大規模災害の懸念があり対応が求められている。
- ⑩公園緑地の整備状況は、県内他市町村と比較して整備水準は高いが、居住誘導区域内ではやや不足している地域もある。
- ⑪都市公園は設置から30年以上経過した公園が約7割と老朽化が進み、年間維持管理費が増加することが予測される。
- ⑫新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、公園内でのマルシェやキッチンカー等による飲食販売が増加し、民間事業者が公園緑地を活用する事例が増加している。
- ⑬市民による維持管理が行われているが、人口減少や少子高齢化により、担い手の確保が必要となっている。
- ⑭アダプト・プログラムやグリーンカーテン事業等の取組により、市民による緑化推進活動が推進されている。

市民ニーズ（P29～P34）

- ⑮「自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」というイメージがある。
- ⑯住み続けたい主な理由として、特に若者が「緑や自然環境に恵まれているから」を挙げている。
- ⑰移住者が以前の居住地より本市が住みやすい点として、「公園や自然環境」を挙げている。
- ⑱地区内の緑について、「市街地」や「道路」、「大きな工場や店舗」周辺の緑の満足度が低くなっている。
- ⑲地区内の公園や広場に求めるものとして、「清潔なトイレ」や「維持管理がされている」を挙げている。
- ⑳利用されていない公園や広場等の活用方法として、「防災機能を備えた場」や「子どもの健全な育成の場」が求められている。
- ㉑公園再編について、「整理してもよい」との意見が多くなっている。

本市の緑の評価（P35～P45）

- ㉒富山湾等の優れた自然環境を有している一方、人口減少等に伴い、管理が適切に行われず、一部荒廃している場所が見られる。
- ㉓楽しめる緑を有しているが、老朽化施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化している。
- ㉔被害拡大の防止や避難場所となる緑を有しているが、これら緑の防災機能の充実が必要と想定される密集市街地がある。
- ㉕海王丸パークや内川沿いの街並み、射水平野の農村景観など、本市特有の優れた景観を有しており、緑を添えることで更に景観の向上が期待される場所も見られる。

11. 現状と課題の整理



主な課題の整理

課題1：緑を守る

- ・公園や自然環境が本市の魅力だと感じている市民が多い（15、16、17）
- ・県内他市町村と比較して整備水準が高い一方、市街地や道路等の緑の満足度は低い（10、18）
- ・本市は優れた自然環境を有しており、引き続き適切な管理を行い、景観の魅力向上が必要（22、25）
- ・大規模災害に備え、密集市街地等における緑の防災機能の充実が必要と想定（4、9、20、24）

課題2：緑を生かす

- ・日常圏・広域圏で楽しめる緑を有している一方、老朽化施設や同種公園の近接配置によって利用されていない公園が顕在化（21、23）
- ・ライフスタイルの変化と価値観の多様化により、新たな公園緑地の使われ方が増加（5、12）
- ・緑の機能や質の向上に向けた緑とオープンスペース政策の転換（7）
- ・安全安心な自然環境や老朽化が進行する公園施設の計画的な維持管理が必要（11、19）
- ・人中心のまちづくりにより、公園緑地を含むオープンスペースがイノベーション創出の場として期待（6）

課題3：緑を育てる

- ・アダプト・プログラムやグリーンカーテン事業等の取組により、市民による緑化推進活動が推進（14）
- ・人口減少や少子高齢化による緑の担い手の確保が必要（1、8、13）
- ・SDGsの達成やDX/GXの推進に寄与する緑化施策の推進（2、3）

（ ）内はP46、47記載の各要点における主な関連番号を示しています

第3章 計画の目指す姿

1. 基本理念



人口減少や少子高齢社会の進行により、施設の老朽化による維持管理の負担が大きくなることや緑の担い手が不足することが想定され、将来にわたり、持続的に緑を守り育てるため、様々な主体が連携して取り組んでいくことが求められています。

「第3次射水市総合計画」では、将来像を「いろどり ひろがる ムズムズ射水」と掲げており、「いろどり」は、一人ひとりの個性や多様性、まちの魅力などを表しており、「ひろがる」は、それぞれの“いろどり”が調和し、新たな価値が創られ、波及、浸透していく様子や人、世界、未来へ広がっていく様子を表しています。

また、「射水市都市計画マスタープラン」の緑に関する個別方針では、「魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を生かしたまちづくり」とし、本市にとって「いろどり」や「豊かな自然」は重要な要素となっています。

本計画では、多様な主体が緑を守り育てていく取組を進めていくことや、上位計画を踏まえ、基本理念を定めました。

まちをつなぎ いろどり育み 魅力ひろがる
緑いっぱい射水



第1章

計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の
緑の方針

第6章

推進体制と
目標設定

3. 基本方針

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本方針に基づき体系的な緑のまちづくり施策の展開を図ります。



緑を守る！

基本方針 1 身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる

- ・本市における緑は、市民の評価も高く、豊かな生活を送る上で欠かせない重要な要素として、今後も適切に守り育てていく必要があります。
- ・緑の効率的な維持管理に取り組み、これらの緑を次世代へ良好な状態で引き継ぎます。
- ・防災面と景観面の機能強化や緑の質の向上を図ることで、安全・安心・快適な生活に寄与する緑となるよう取り組みます。

緑を生かす！

基本方針 2 公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる

- ・少子高齢化等の社会環境や時代の変化により、身近な緑へのニーズは多様化してきており、人々が交流する拠点としての役割が求められています。
- ・ニーズ等が変われば、都市公園も同様に変わることが必要であり、地域住民等の合意形成を図りながら、利用状況に応じた公園施設の集約・再編・統廃合を検討する必要があります。
- ・近年、民間事業者との連携により、緑に新たな価値が生まれつつあり、様々な仕組みやアイデアと地域特性を掛け合わせた緑のまちづくりを行います。
- ・自然とのふれあいやスポーツをする場としての利用にとどまらず、日常的に市民の憩いや楽しみの場となる仕掛けづくりに取り組みます。

緑を育てる！

基本方針 3 緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる

- ・多様な緑を持続的に保全・創出・活用していくためには、行政だけでなく市民や事業者などの協働が重要です。
- ・市民協働の取組など、市民による緑の維持管理や緑化推進が行われており、引き続き活発に行われるよう目指します。
- ・緑の活動を次世代の担い手へ継承するために、様々な世代の参加を促し、身近な緑への愛着を高めます。

第1章

計画の概要

第2章

緑の現状と課題

第3章

計画の目指す姿

第4章

施策の方針

第5章

地域別の緑の方針

第6章

推進体制と目標設定